

休泊川流域 雨水浸透阻害行為審査マニュアル

令和5年12月

群馬県

【 目 次 】

1 審査マニュアルの目的	1
2 用語の定義	2
3 特定都市河川流域	5
4 雨水浸透阻害行為の許可申請・許可等の事務手続きの流れ	6
5 雨水浸透阻害行為面積の確認までの手続きフロー（ステップ1～3）	8
ステップ1 雨水浸透阻害行為の把握及び監視	13
ステップ2 許可申請必要可否の一次判定	13
ステップ3 事前相談への対応	14
6 雨水浸透阻害行為許可申請以降の手続きフロー（ステップ4～）	24
ステップ4 雨水浸透阻害行為の許可申請書類の作成と整理	24
ステップ5 申請書類の確認	34
ステップ6 許可又は不許可の通知	40
ステップ7 工事着手届	40
ステップ8 申請内容の変更	41
ステップ9 工事完了の検査等	41
7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可	44
8 完了検査について	47
9 その他	57

1 審査マニュアルの目的

本審査マニュアルは、特定都市河川浸水被害対策法第3条の指定を受けた休泊川流域において、雨水浸透阻害行為の許可等の事務手続きの流れ及び審査の留意点など基本的事項を要約し、取りまとめたもので、適切な審査体制が確立されることに資するべく、作成したものである。

本審査マニュアルは、関係諸法令及び引用文献等の基本的事項を要約し、以下の事項を簡潔にとりまとめたものであるため、内容に記載不十分な点等もあることに留意するとともに、活用に際しては、関係諸法令や引用文献等を十分に把握した上で用いられたい。

- (1) 審査実務担当者（以下「審査側」という。）が円滑かつ適切な審査を行うための事前協議や申請・許可等の一連の事務手続き
- (2) 審査側が雨水浸透阻害行為の許可申請を行う者（以下「申請者」という。）に対し、事前協議や許可申請の中で準備を指示すべき書類と、その作成方法に関する指導を行う上での必要事項等
- (3) 審査側が事前協議や許可申請時に申請者から協議される事項や提出される書類に対し、適否を判断するのに必要な事項及び書類のチェックポイント等

■関係諸法令及び引用文献等

- 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）（以下「法」という。）
- 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）（以下「政令」という。）
- 国土交通省令第六十四号「特定都市河川浸水被害対策法施行規則」（以下「省令」という。）
- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行について（令和3年11月1日国土交通省国都安第49号、国都計第96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号（以下「局長通知」という。）
- 特定都市河川浸水被害対策法の運用について（令和4年1月19日国土交通省国水政第110号、国水治第145号、国水下流第17号（以下「課長通知」という。）
- 「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）

2 用語の定義

■ 特定都市河川

- ①都市部を流れる河川（河川法第3条第1項に規定する一級河川と二級河川をいう。以下同じ）であること
- ②その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること
- ③河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難であること

のいずれの要件にも該当する河川のうち、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川浸水被害対策法の規定により区間（河川法に規定する河川の区間とは必ずしも一致しない）を限って指定するものをいう。[法 § 2①]

■ 特定都市河川流域

特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事が法第3条の規定により指定するものをいい、特定都市河川の流域を超えて特定都市下水道の排水区域がある場合、当該排水区域も特定都市河川流域に含まれる。[法 § 2②]

■ 貯留施設

貯留施設とは、浸水被害の防止を図るために雨水を一時的に貯留する施設であり、オフサイト貯留とオンサイト貯留に分類される。施設の構造としては、オープン型、地下調整池型、貯留管型がある。

オフサイト貯留：河川、下水道、水路等によって雨水を集水した後にこれを貯留し、流出を抑制するものをいう。遊水地や防災調整池等。

オンサイト貯留：雨が降った場所（現地）で貯留し、雨水の流出を抑制するもので現地貯留ともいう。公園、運動場、駐車場、集合住宅の棟間等の貯留施設、各戸貯留施設等。

■ 雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの[法 § 2⑥]をいい、防災調整池、保全調整池、管理協定調整池を含むものであり、国、地方公共団体、民間等の設置主体を問わない。具体的には調整池、貯留槽、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装、浸透池、浸透井が該当する。

■ 防災調整池

雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であって、河川管理者、下水道管理者以外の者が設置するものをいう。（法第30条の許可を受けて行う法第31条第1項 第3号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）[法 § 2⑦]

なお、防災調整池は以下の全ての要件に該当しているものをいう。

- ① 宅地開発等指導要綱に基づくか、又は宅地開発等指導要綱に基づかなくとも地方公共団体の指導等により設置されたもの。
- ② 浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。
- ③ 防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。

■ 保全調整池

防災調整池のうち、法第44条の規定により指定されるものをいい、100m³以上の防災調整池を都道府県知事等が指定することができる。[法 § 2⑧]

なお、保全調整池の規模要件は、当該防災調整池の形状寸法による貯留容量についてのみである（浸透量は要件に含まれない）。

■ 宅地等

「宅地等」とは、法第2条第9項に定める宅地、池沼、水路、ため池、道路の他、令第1条で定める鉄道線路、飛行場をいう。〔法 § 2⑨〕

■ 宅地（ア）

宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目を参考に判断すること。

イ 現況において、建物の用に供している土地。

ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。

ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。

■ 池沼、水路及びため池（イ）

常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。

■ 道路（ウ）

一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。

■ 鉄道線路（エ）

鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。

■ 飛行場（オ）

飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。

■ 排水施設が整備されたゴルフ場（カ）

排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

■ 排水施設が設置された運動場その他これに類する施設（キ）

運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

■ 締め固められた土地（ク）

運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（カ及びキに掲げるものを除く。）をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。

ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しないものであること。

■ 山地（ケ）

平均勾配が10%以上の土地（アからク及びサに掲げるものを除く。）をいう。

■ 林地・原野（コ）

平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地（アからク及びサに掲げるものを除く。）をいう。

■ 耕地（サ）

耕作の目的に供される土地（水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいう。

■ 雨水浸透阻害行為

雨水が流出しにくい宅地等以外の土地において流出雨水量を増加させる以下の行為をさす。

- ①宅地等にするために行う土地の形質の変更〔法 § 30① (1) 〕
- ②土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料により土地を覆うこと）〔法 § 30① (2) 〕
- ③ゴルフ場、運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為。〔法 § 30① (3) 、令 § 8 〕
- ④ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。）〔法 § 30① (3) 、令 § 8 〕

■ 流出雨水量

地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいい、本法では合理式により算出するものとしている。

■ 対策工事

法30条の雨水浸透阻害行為の許可に関して、雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために自ら行う工事をいい、雨水貯留浸透施設の設置工事とその他の雨水の流出抑制工事に区分される。〔法 § 31①(3)〕

■ 地表面貯留

雨水を地表面に貯留することをいい、棟間・公園・運動場等の表面を利用し、浅く掘り込んだり、小堤を築いたりして貯留する。

■ 地下貯留

地下に貯留槽を設け、これに雨水を導入するもので、貯留施設の上部は、種々の利用が可能となる。

■ 棟間貯留

集合住宅の棟間に貯留することをいう。

■ 公園貯留

公園用地内の池・運動広場等に貯留することをいう。

■ 校庭貯留

小、中学校・高等学校等の教育施設用地の屋外運動場に貯留することをいう。

■ 各戸貯留

戸建て住宅の敷地内に雨水を貯留することをいう。

3 特定都市河川流域

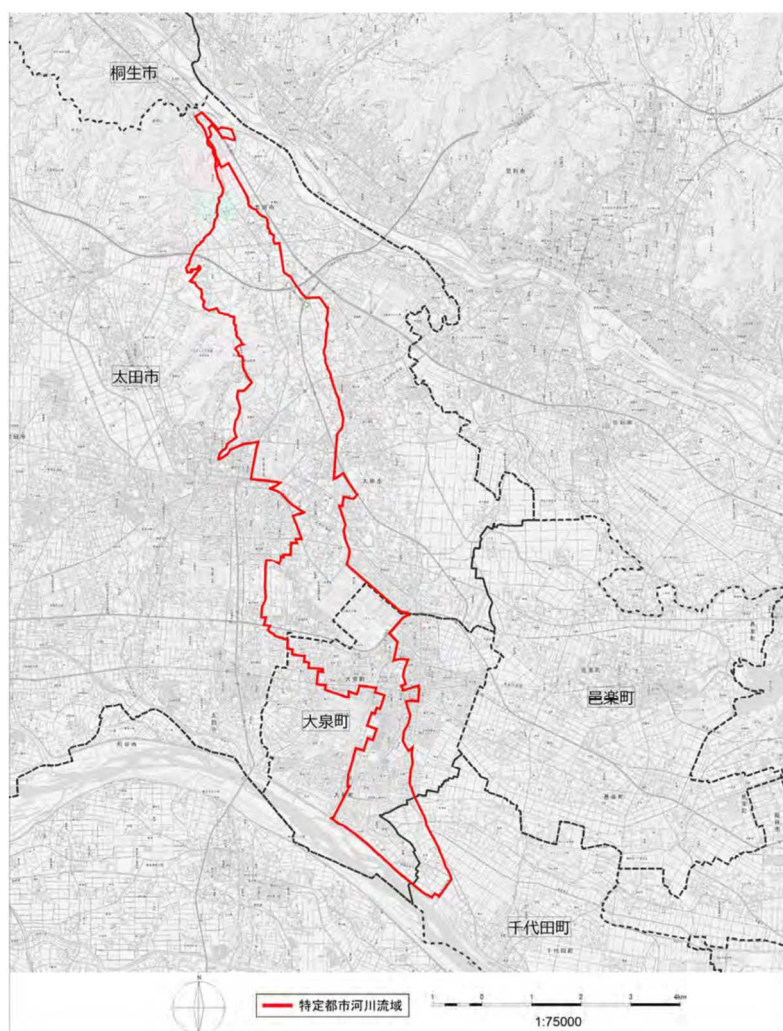
法第3条第4項により、令和●年●月●日、一級河川休泊川が特定都市河川に指定され、併せて休泊川流域が特定都市河川流域に指定された。

法第30条により、特定都市河川流域内の宅地以外の土地において、雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、あらかじめ、群馬県知事の許可を受けなければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる特定都市河川流域については、下図に示すとおりであるが、流域界付近の詳細は、1/2,500流域図（一部の山間地域は1/10,000流域図）について、図面やHPより確認すること。

雨水浸透阻害行為による流域変更は、基本的に行なわないものとするが、やむを得ない場合については、他流域もしくは自流域への流出増がないように調整池を設置するものとし、1,000㎡未満の流域変更については、流域変更の取り扱いをしないもの（軽微な変更）とする。

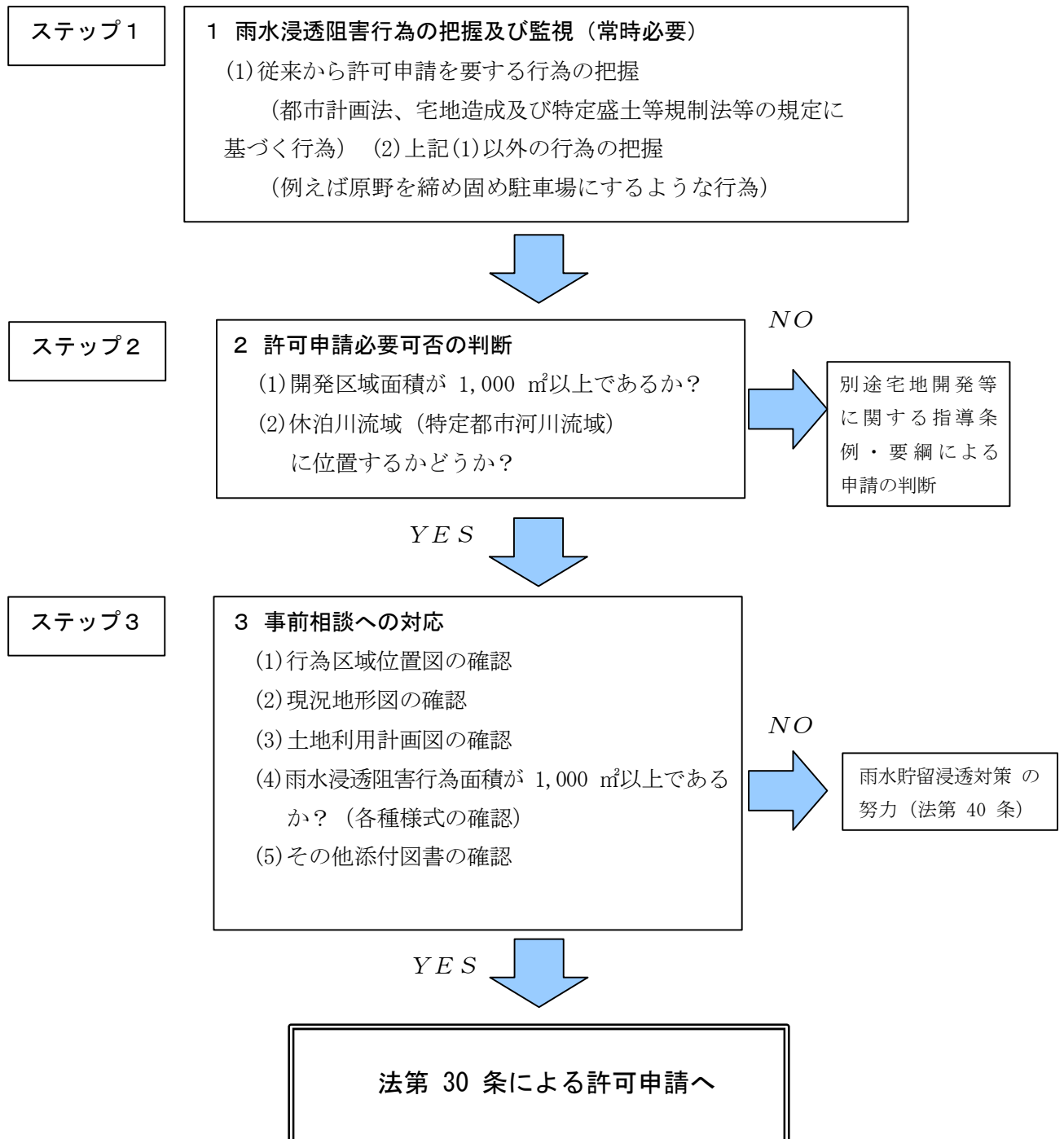


休泊川の特定都市河川流域図

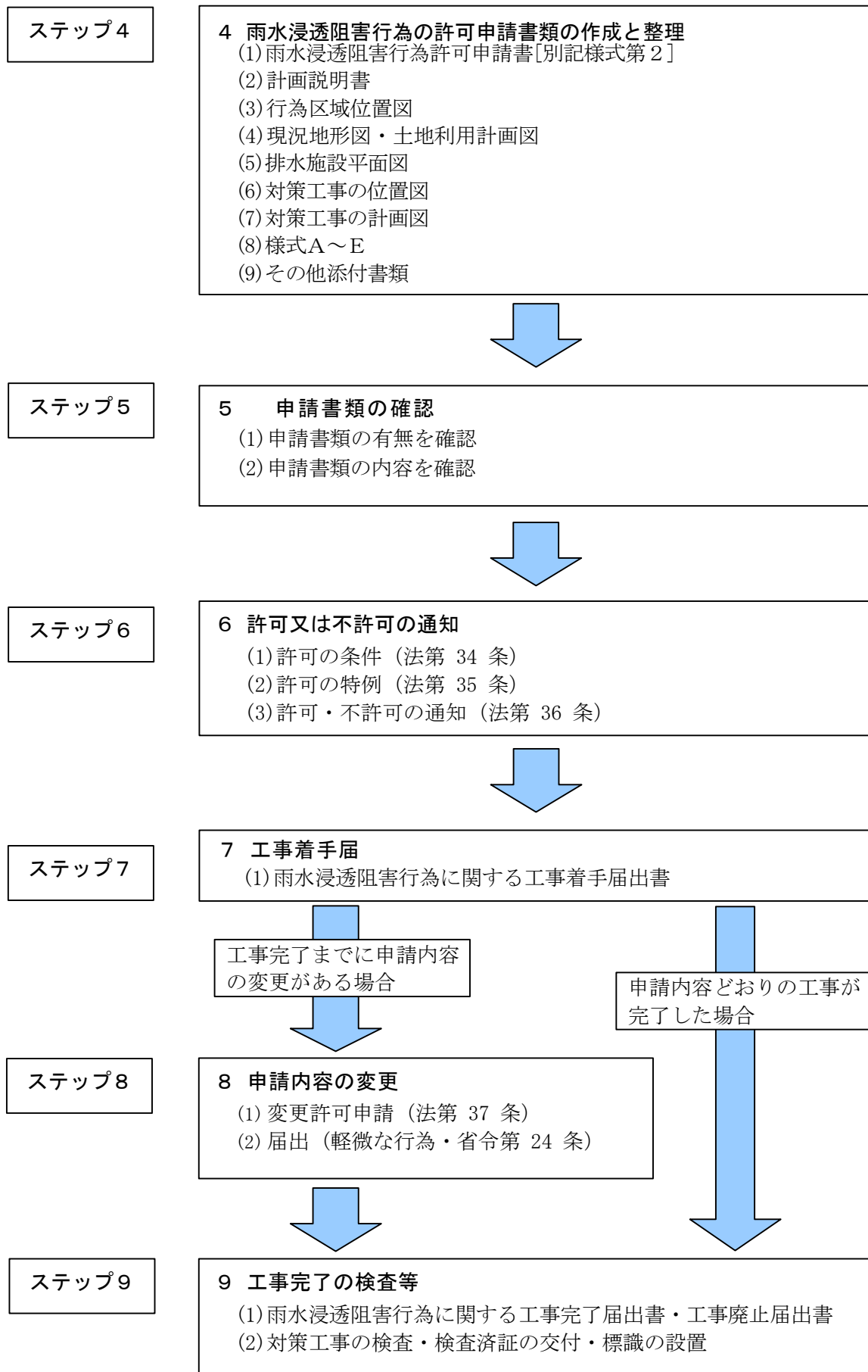
4 雨水浸透阻害行為の許可申請・許可等の事務手続きの流れ

流域内で雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、雨水浸透阻害行為面積を確認し、1,000㎡以上の場合であれば許可申請手続きに進み、省令で定める申請書を群馬県知事に提出しなければならない。

【雨水浸透阻害行為面積の確認までの手続きフロー】



【雨水浸透阻害行為申請以降の手続きフロー】



5 雨水浸透阻害行為面積の確認までの手続きフロー（ステップ1～3）

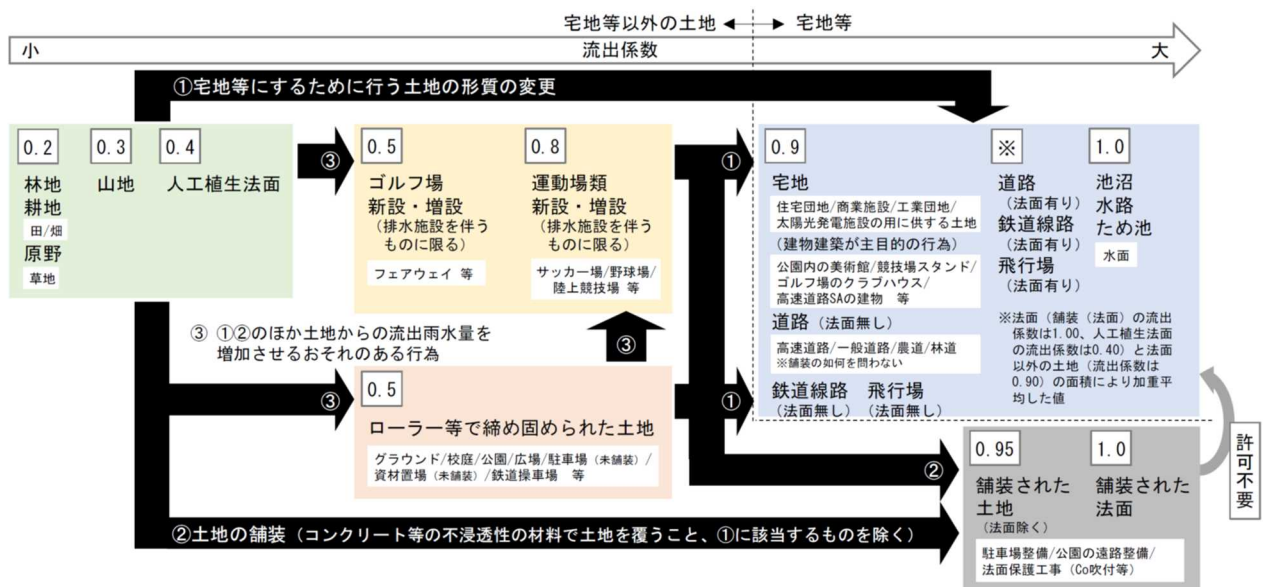
○雨水浸透阻害行為の類型について

雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、1,000㎡以上のものをいう。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）
- (3) (1)及び(2)のほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある次の行為
 - ① ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
 - ② ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる行為を判断するにあたっての土地利用区分の判断方法は、ガイドラインを参考とするものとするが、行為前、行為後の土地利用による判定は次の図を参考にすること。



許可の対象となる雨水浸透阻害行為

雨水浸透阻害行為許可対象行為判断表

		行為前の土地利用											
		告示別表 1 (宅地等)					告示別表 2 (舗装された土地)		告示別表 3 (土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地)		別表 4 (別表 1～3 以外の土地)		
		宅地	池沼・水路・ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場、運動場 類※	締固められた土地	山地	人工植生法面	林地・耕地・原野類
行為後の土地利用	宅地	宅地等における行為は 法第30条各号に規定する 雨水浸透阻害行為に該当しない					令第7条第2号の規定により舗装された土地における行為は許可を要しない		法30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更				
	池沼・水路・ため池												
	道路												
	鉄道線路												
	飛行場												
	コンクリート (法面除く)	宅地等における行為は 法第30条各号に規定する 雨水浸透阻害行為に該当しない					令第7条第2号の規定により舗装された土地における行為は許可を要しない		法30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)				
	コンクリート (法面)												
	ゴルフ場、運動場 類※						令第8条第1号に 該当しない		令第8条第1号 に該当する行為				
	締固められた土地								令第8条第2号除外規定により 該当しない		令第8条第2号 に該当する行為		
	山地	法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない											
人工植生法面													
林地・耕地・原野類													

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

告示：流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない（行為の内容に着目）
農地を底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する

×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

○適用除外になる行為 (ガイドライン6-19～6-25抜粋)

(1) 通常の管理行為、軽易な行為

1) 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為

a) 農地を保全する行為

イ) 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為

ロ) 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更、又は保全する行為

ハ) 地表面を全面的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為

ニ) 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設（ハ）に掲げるものに限る。）を復旧する行為

ホ) 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路（拡幅の場合を除く。）又は地すべり防止施設（ハ）に掲げるものに限る。）を復旧する行為

* ただし、これら以外の農業用道路のみの新設、変更又は保全を行う行為、未墾地を対象とした農地の造成と一体的に行う農業用排水路、ため池、揚排水機場等の農業用排水施設及び農業用道路の新設又は変更を行う行為並びに集落道、集落排水路、公園の整備等の農村の生活環境の改善のための行為については、令第6条に規定する行為に該当しないものである。

b) 林地を保全する行為

イ) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道（林道規程に規定する一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。）の新築及び改築

なお、一級林道とは林道規程に示された林道の種別であり、その幅員はトラック等での間伐木の搬出等のため、車道幅員4m（地形の状況その他やむを得ない場合にあっては3m）とされている。

ロ) 作業道の開設

ハ) 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事の実施（災害により被災した林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全面的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う工事を除く。）

ニ) 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施

* ただし、これら以外の用地整備及び用排水施設の新設又は変更を行う行為、主として山村の生活環境の改善等のために行われる公園の整備並びに集落道等の新設又は変更を行う行為については、令第6条に規定する行為に該当しないものである。

2) 既に舗装されている土地において行う行為

3) 仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

許可を要しない仮設の建築物の建築、仮設構造物の設置及び仮設道路の設置並びに植栽により森林への復旧を行うことを条件に森林法において許可された一時的な利用に供する目的で行う行為等は、原則としてこれらの仮設物等の設置の期間が1年（建築物の

建築又は工作物の設置の工事を施工するため、その工事期間中当該建築物又は工作物に替えて必要となるものとしてこれらの仮設物等を設置する場合にあっては、1年を超えるものであっても建築物又は工作物その他の仮設物の施工上必要と認める期間とする。)を超えないもの又は簡易な基礎構造物により建築又は設置されたものである。

なお、許可を要しないが、設置期間が1年を超え長期間に及ぶ場合は、事業者により、法第5条に規定する雨水の一時的な貯留又は地下への浸透の努力義務に基づき、当該期間に限った仮設の流出抑制対策が行われることが望ましい。

4) その他（農業用のビニールハウス・ガラスハウスの設置及び農作物栽培高度化施設の取り扱い等）

農業用のビニールハウス、ガラスハウスの設置が、農地法（昭和27年法律第229号）上の農地として取り扱われる場合については、法第30条ただし書に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為に該当すること。なお、農作物栽培化施設等ビニールハウス内部の底面をコンクリート等で覆う場合はこの限りではないこと。

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

非常災害のために必要な応急措置とは、災害直後において緊急かつ応急的に行われる一時的な仮復旧及び時間的、地形的合理性の観点から緊急かつ応急的に行われる本復旧をいうこと。

また、河川等の水防活動並びに施設及び設備の応急復旧は、雨水浸透阻害行為の許可を要しないこと。

(3) 降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為の取り扱い

当該行為が特定都市河川の氾濫想定区域のうち自然流域を超える域で、雨水が特定都市河川に流出しないことが明らかである場合には、当該行為は許可を要しない。

※ 流域水害対策計画に基づいて行われる行為

※ 既に着手している行為

法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において次のいずれかに該当する行為がなされている場合には、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

ア 既に工事に着手している行為

イ 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの

ウ 事業採択されている等、既に事業化されている行為

エ 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る許可を受けているもの

許可を要しない雨水浸透阻害行為等の一覧

許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲		関係条文
許可を要しない雨水浸透阻害行為	(1) 通常の管理行為、軽易な行為	法第30条ただし書
	1) 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為	令第7条第1号
	a) 農地を保全する行為	
	イ) 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為	
	ロ) 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更、又は保全する行為	
	ハ) 地表面を全体的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為	
	ニ) 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設（ハ）に掲げるものに限る。）を復旧する行為	
	ホ) 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路（拡幅の場合を除く。）又は地すべり防止施設（ハ）に掲げるものに限る。）を復旧する行為	
	b) 林地を保全する行為	
	イ) 森林法第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道（一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。）の新築及び改築	
	ロ) 作業道の開設	
	ハ) 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事の実施（災害により被災した林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全面的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う工事を除く。）	
	ニ) 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施	
	2) 既に舗装されている土地において行う行為	令第7条第2号
	3) 仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為 （当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）	令第7条第3号
	4) その他（農業用のビニールハウス・ガラスハウスの設置及び農作物栽培高度化施設の取扱い等）	
	(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為	法第30条ただし書
一	(3) 降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為の取扱い	
	流域水害対策計画に基づいて行われる行為	法第30条本文

ステップ1 雨水浸透阻害行為の把握及び監視

(1) 他法等の規定に基づく行為以外で雨水浸透阻害対象となる行為の例

- ① 宅地等以外の土地（山地、林地、耕地、原野(草地)等）をローラー等で締め固め資材置き場や駐車場等を造成するような行為
- ② 宅地等以外の土地（山地、林地、耕地、原野(草地)等）にビニールハウス・温室を建設する行為
→雨水浸透阻害行為であれば、許可が必要。ただし、農地の転用に当たらないと都道府県農地担当部局、もしくは農業委員会が判断する場合は、法9条但し書きに規定する通常の管理行為、軽易な行為に該当し対象とはならない。
- ③ 排水施設を伴うゴルフ場の一部に舗装した通路を設置する行為
- ④ 排水施設を伴うゴルフ場の一部に駐車場の設置やクラブハウスの拡張等を行う行為
- ⑤ 国・県や市による公共事業として宅地等以外の土地（山地、林地、耕地、原野(草地)等）において行われる雨水浸透阻害行為
→事業目的、事業主体に係わらず許可（協議扱い）が必要
- ⑥ ローラー等により締め固められた土地から排水施設を伴った運動場へ土地の形質を変更する行為
- ⑦ 運動場の敷地内で排水が整備されていない区域に、新たに排水路を増設する行為

(2) 把握方法について

雨水浸透阻害行為の有無を把握するために下記の事項を実施するとともに、違反した者への指導・改善命令を行うものとする。

- ① 関係部局間の土地利用に関する連絡体制（課税部署との連携含む）の確立
- ② 事前の広報による周知
- ③ パトロール体制の実施
- ④ 住民との連携（通報体制）
- ⑤ 航空写真による確認

ステップ2 許可申請必要可否の一次判定

○休泊川流域内での開発行為かの確認方法

開発区域が休泊川流域内であるかの確認は、河川課、太田土木事務所、館林土木事務所、太田市役所（道路整備課）、千代田町役場（建設環境課）、大泉町役場（土木管理課）に設置してある「特定都市河川流域指定図(休泊川流域)」を閲覧することにより確認ができる。

ステップ3 事前相談への対応

(1) 行為区域を判断します。

一つの開発行為として見なすことの出来る開発区域の範囲（一連の開発区域を行為区域とする。



(2) 行為区域内の現況（過去）の土地利用を判別します。

現況地形図について、現地写真等から土地利用区分（18 種）を判別し、面積を集計する。ただし、現在建物が建っている場合や過去に建物が建っていたことが明らかな場合は、「建築関連書類」または「建物面積」から、まず宅地の範囲を図示すること。



(3) 行為区域内の計画土地利用を判別します。

土地利用計画図について、土地利用区分を判別し、面積を集計する。建物計画の場合は、「工事区域」若しくは「建築敷地」の大きい方が「宅地」となる。



(4) 雨水浸透阻害行為面積を集計します。

(2) (3) で作成した現況地形図、土地利用計画図を重ね合わせ、「許可（申請）必要」な土地利用形態の面積を合計する。



雨水浸透阻害行為面積合計が 1,000 m²以上の場合、許可必要

（１）行為区域の判断について

【解説】

ガイドライン（6-13）には、「雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件（1,000㎡。ただし、都道府県等の条例で下限を500㎡まで引き下げることが可能。）に係る土地の区域が点在する場合、算定する面積は、1つの行為としてみなすことができる。」と記載されている。行為区域の設定については、法律上明示的に要求されていないが、問題とされるケースもあることから、検討を要する。もっとも、かかる一連性をどのようにして判断するか基準は規定されておらず、許可権者の裁量に委ねられている。以下では、一連性の判断方法について、先進都道府県（愛知県）の一例を示す。

<判断基準>

隣接する複数の雨水浸透阻害行為の一連性の判断は次の①～⑥の要素を判断材料に、以下のフロー図により判断する。一連の行為は一つの行為区域とする。

- ① それぞれの雨水浸透阻害行為（以下「行為」）者が同一かどうか。
- ② それぞれの行為区域が隣接^{*1}しているかどうか。
- ③ それぞれの行為時期が同時^{*2}または連続^{*3}で行われるかどうか。
- ④ それぞれの開発の目的^{*4}が同じかどうか。
- ⑤ 構造を共有するか^{*5}かどうか。
- ⑥ 開発後に土地の権利等が申請者の手から離れる^{*6}かどうか。

※1 「隣接」とは以下の場合を含む。

複数の「雨水浸透阻害行為の区域」が離れている場合においても、「雨水浸透阻害行為の区域」と「間に挟まれている土地」が一体的な土地利用の場合または専用通路など設けた場合は複数の「雨水浸透阻害行為の区域」は隣接しているものとする。

※2 同時とは以下の場合を含む。

先行する工事（雨水浸透阻害行為）が完了する前に後続の工事を少しでも並行して行う場合は行為時期が同時とする。

※3 連続とは、先行する工事の完了後1年以内に後続（追加）の工事を行う場合

先行する工事の完了とは、許可等の手続きが必要な工事の場合は検査済証等の施行日を、手続きのない場合は対象工事が完了した日を表す。

後続の工事の開始は、施工者が現地で実際に工事を始める日を表す。

完了後1年以内とは、仮に、R6.7.1に先行工事が完了した場合、R7.6.30以前を表す。

また、後続（追加）の工事区域が500㎡以上の場合は、「後続（追加）の工事を行う場合」を「後続（追加）の工事を着手する場合」として読み替える。

※4 開発の目的が同じ場合と異なる場合の例を以下に示す。

【目的が同じ例】

- ・ Aさんの経営する賃貸共同住宅を複数棟建築する場合
- ・ B社の工場とその駐車場（事務所、関連する工場、社員寮等）
- ・ C社の a 区域の宅地分譲と b 区域の宅地分譲
- ・ Dさんの住宅（母屋）と離れ
- ・ E 法人の病院の従業員駐車場と患者や来客用の駐車場

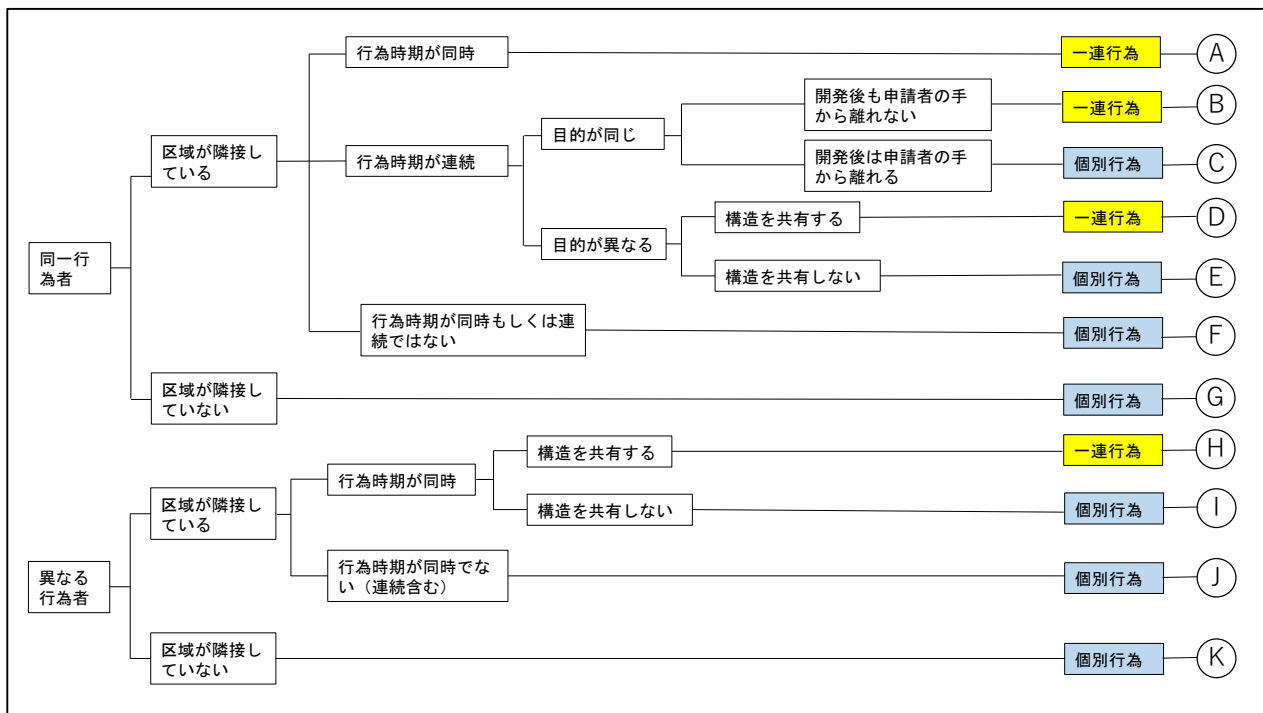
【目的が異なる例】

- ・ Aさんの経営する賃貸共同住宅と Aさんの住む個人住宅
- ・ C社の宅地分譲と賃貸共同住宅
- ・ Dさんの住宅と貸し駐車場
- ・ Fさんの賃貸共同住宅と貸し駐車場

※5 構造を共有する場合の例を以下に示す。

- ・ 一方の開発敷地からの乗入れを共有する場合
- ・ 公益施設を共有する場合（駐車場、駐輪場、ゴミ置場、プロパンガス庫等）

※6 開発後に土地の権利等が申請者の手から離れるとは、宅地分譲の様に開発が完了した後に、申請者（開発者）から購入者に土地の権利等が替わるもの。

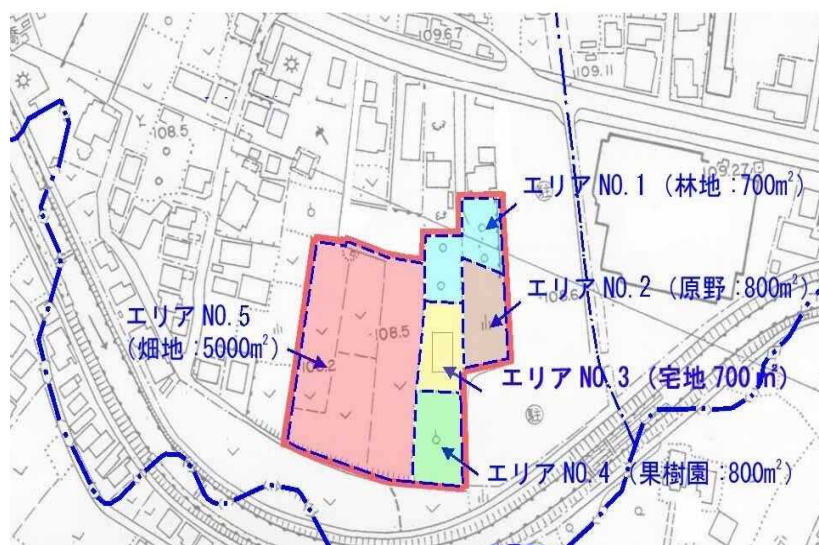


(2) 行為区域内の現況（過去）の土地利用の判別について

【解説】

土地利用区分の判断は、特定都市河川流域指定時点及び申請時点の土地利用を登記書類及び現地写真、航空写真等により判断するが、ガイドライン6-10では、これにより難しい場合には、申請者の課税状況や農業委員会の意見を徴収し、許可権者が総合的に判断するとされている。そのため、以下では先進都道府県の判断事例を参考に記載する。手順としては、まず「宅地の範囲」を算出し、「宅地の範囲」に含まれない残りの土地については、土地利用区分毎に面積を求める。

現況地形図の例



No	土地利用の形態	面積 (㎡)
1	林地	700
2	原野	800
3	宅地	700
4	果樹園	800
5	畑地	5,000
計		8,000



(令和〇年〇月〇日撮影)

$S=1/2, 500$

① 宅地の範囲の確認

【確認方法】

ア 現況において、建物の用に供している土地

＊登記簿上の地目を参照にするが、原則として建築確認申請書の敷地面積の範囲

＊宅地には、建物等と庭園、駐車場等その付属施設を含めて宅地と判断する。

＊宅地の範囲は既存建物を含む一団の土地とし、宅地の範囲を分割しないこと。

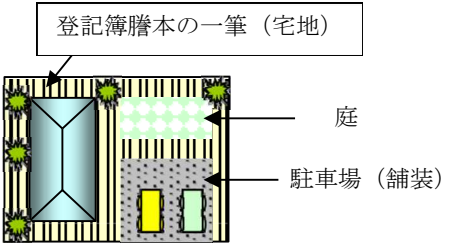
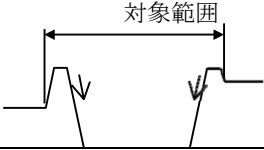
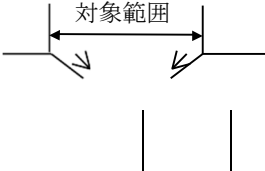
＊既存の田畑を宅地の範囲に含めないこと。ただし、既存建物が点在し、かつ土地利用が一体的に利用されていることが明らかな場合は、一体的に利用されている範囲内で宅地の範囲を分割してもよい。

イ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地

ウ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地

＊土地区画整理事業区域内（事業中又は完了年度から 30 年未満の場合のみ）は近い将来に宅地として利用される土地として、区域内の行為は雨水浸透阻害行為に該当しない。

② その他の土地の範囲の確認（P18～20 の表を参照して算定する。）

	土地利用形態	流出係数	定義	判別方法（例）	留意事項
宅地等	①宅地 	0.90	宅地は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目を参考に判断すること。 イ）現況において、建物の用に供している土地。 ロ）過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 ハ）近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。	課税地目で「宅地」と表示されている土地は宅地と判断する（証明書等添付）	宅地は住宅の屋根面積の他に庭等も含めた一団をもって宅地と判断する  太陽光発電施設（営農型を除く）の用に供するための土地は宅地として取り扱う（ただし、一次転用による営農型太陽光発電施設の場合は、支柱と基礎に該当する部分を雨水浸透阻害行為の対象とする）。
	②池沼 	1.00	常時又は一時的に水面を有する池沼をいう	土地登記簿謄本で「池沼」と表示されている土地は池沼と判断する（証明書等添付）	池沼の範囲は、池沼を形成する連続した斜面，壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲，及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。 
	③水路 	1.00	常時又は一時的に水面を有する水路をいう	土地登記簿謄本で「運河用地」「用悪水路」「井溝」と表示されている土地は水路と判断する。（証明書等添付）	水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面，壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲とする。 
	④ため池 	1.00	常時又は一時的に水面を有するため池をいう	土地登記簿謄本で「ため池」と表示されている土地はため池と判断する。 （証明書等添付）	ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面，壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲，及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	⑤道路（のり面を有しないもの） ⑥道路（のり面を有するもの） 	■法面を有しないもの 0.90 ■法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値	一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含むこと。なお、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路かどうかを問わないこと。	土地登記簿謄本で「公衆用道路」と表示されている土地は道路と判断する（道路法による道路であるか否かは問わない）。（証明書等添付）	道路用地は路肩から路肩までの範囲の他，歩道，植樹帯，道路付帯施設が含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。 
	⑦鉄道線路（のり面を有しないもの） ⑧鉄道線路（のり面を有するもの） 	■法面を有しないもの 0.90 ■法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出	鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいうこと。なお、操車場は鉄道線路には含まないこと。	現況の地形図における土地利用から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）	鉄道用地は駅舎，付属施設及び路線の敷地全てが含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。

	土地利用形態	流出係数	定義	判別方法（例）	留意事項
宅地等	⑨飛行場（のり面を有しないもの） ⑩飛行場（のり面を有するもの） 	■法面を有しないもの 0.90 ■法面（コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値	飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいうこと。	現況の地形図における土地利用から判断する（撮影年月日記入の写真添付）	飛行場用地は飛行場滑走路，誘導路，過走帯，駐機場，ターミナル施設等の敷地が含まれる．但し，法面とは区分し整理．
舗装された土地	⑪舗装された土地 	0.95	コンクリート等の不透水性の材料で覆われた土地（のり面は含まず）をいう．	申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は，現地調査による土地の被覆から判断する（撮影年月日記入の写真添付）	
	⑫不透水性材料により覆われた法面 	1.00	道路等ののり面がコンクリート等の不透水性の材料で覆われている土地をいう．	申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は，現地調査による土地の被覆から判断する（撮影年月日記入の写真添付）	
その他土地からの流出 雨水量を増加させるおそれのある行為に関わる土地	⑬ゴルフ場（雨水を排水するための排水施設を伴うもの） 	0.50	排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいうこと	現況の土地利用と排水平面図等から判断する．	①「雨水を排水するための排水施設」がない場合は この区分の対象とならない． ②ゴルフ場敷地の内，排水施設に集水される範囲が対象となる．
	⑭運動場（雨水を排水するための排水施設を伴うもの） 	0.80	運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいうこと。	現況の地形図の土地利用から判断する（撮影年月日記入の写真添付）	①「雨水を排水するための排水施設」がない場合は この区分の対象とならない． ②グラウンド敷地の内，排水施設に集水される範囲が対象となる．

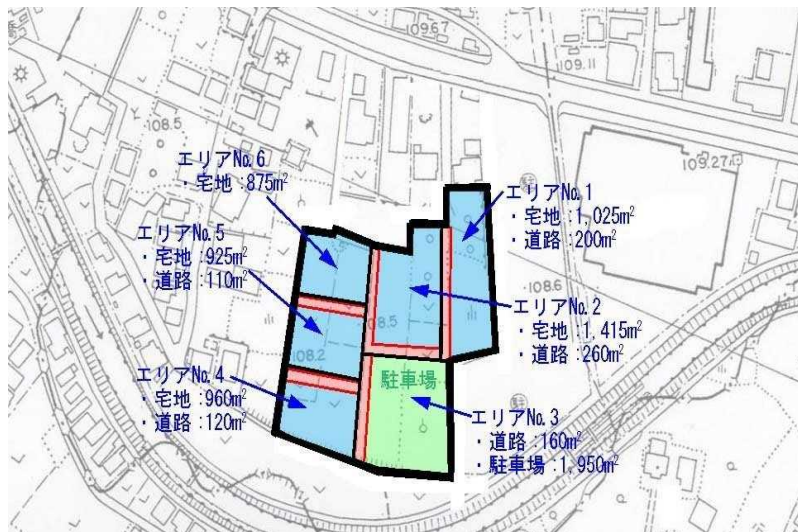
	土地利用形態	流出係数	定義	判別方法（例）	留意事項
その他土地 からの流出 雨水量を増 加させるお それのある 行為に関わ る土地	⑮ローラーで締め固められた土地 	0.50	運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（排水施設が設置されたゴルフ場・運動場等を除く）をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まないこと。 ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しないものであること	現地調査や過去の履歴による土地の締め固め状況から判断する（撮影年月日記入の写真添付）	締め固められた土地の判断は、現地調査を基本とするが、宅地内の未舗装道路は、宅地に含まれることに留意する。
上記土地 利用以外 の土地	⑯山地 	0.30	平均勾配が10%以上の土地（山地、林地・原野）をいうこと	・他の区分（①～⑮，⑰，⑱-1，⑱-2）以外の土地で平均勾配10%以上の土地	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定。次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。
	⑰人工的に造成され植生に覆われた法面 	0.40	人工的に造成され植生に覆われたのり面をいう。	現地調査による土地の被覆から判断する（撮影年月日記入の写真添付）	
	⑱―1 林地，原野 	0.20	平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地（山地、林地・原野）をいうこと。	・他の区分（①～⑮，⑰，⑱-2）以外の土地で平均勾配10%未満の土地	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定。次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。
	⑱-2 耕地 	0.20	耕作の目的に供される土地（水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいうこと。	・課税地目（土地登記簿謄本）で「田」「畑」と表示されている土地（証明書等添付）であるものは耕地と判断する。 ・上記で判断できない場合は地形図の土地利用から判断する（撮影年月日記入の写真添付）。	

(3) 行為区域内の計画土地利用の判別について

【解説】

現況の土地利用区分の判断と同様、手順としては、まず「宅地の範囲」を算出し、「宅地の範囲」に含まれない残りの土地については、土地利用区分毎に面積を求める。

土地利用計画図の例



No	土地利用の形態	面積 (m ²)
1-1	宅地	1,025
1-2	道路	200
2-1	宅地	1,415
2-2	道路	260
3-1	道路	160
3-2	駐車場	1,950
4-1	宅地	960
4-2	道路	120
5-1	宅地	925
5-2	道路	110
6	宅地	875
計		8,000

S=1/2, 500

① 宅地の範囲の確認

以下の a 及び b のうち、面積の大きい方を宅地の範囲とする。

a 「工事区域」

例 1) 建物のみ建築し、土地は改変しない場合・・・・・・・・工事区域は建物部分

例 2) 建築、舗装、外構など建物と併せて整備・・・・・・・・工事区域は整備エリア全体
(既設の撤去工事は除く)

※ただし、②建築敷地外の整備エリアにおいて、流出係数を増加させない工事範囲は工事区域の対象としない。

b 「建築敷地」

※ 建築敷地とは、建築確認申請にあたり、申請図書に示す敷地（建築物の敷地）を表す。

② その他の土地の確認 (P18～20 に記載の表を参照して算定する。)

(4) 雨水浸透阻害行為面積の集計について

① 現況の土地利用

様式A-1（行為前）より現況の土地利用の区分と面積を各々判別し、集計します。

現況土地利用区分面積集計表（行為前）

様式A-1

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨 水量を増加させるおそれ のある行為に係る土地		左記以外の土地					
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 （法面 を有し ないに 限る。）	道路 （法面 を有す るに 限る。）	鉄道線 路（法 面を有 しない に 限る。）	鉄道線 路（法 面を有 するに 限る。）	飛行場 （法面 を有し ないに 限る。）	飛行場 （法面 を有す るに 限る。）	コンク リートの不 浸透性の材料 により覆われ た土地面（法 面を除く）	コンク リートの不 浸透性の材料 により覆われ た法面	ゴルフ 場（雨 水を排 除する ための 排水施 設を伴 うもの）	運動場 その他 これに 類する 施設 （雨水 を排除 するた めの排 水施設 を伴う ものに 限る）	ロー ラーそ の他こ れに類 する建 設機械 を用い て締め 固めら れた土 地	山地	人工的 に造成 された 植生に 覆われ た法面	林地、 耕地、 原野そ の他こ れに類 する建 設機械 を用い ていな い土地		
1																			700	
2																			800	
3	700	宅地																		
4																			800	
5																			5000	
現況地形図からエリアNoごとに土地利用に応じた面積を記入してください。																林地・耕地・原野				
小計 1	700																			7300
小計 2	700																		7300	
合 計											8000									

(単位: m²)

② 計画の土地利用

様式A-1（行為後）より計画の土地利用の区分と面積を各々判別し、集計します。

計画土地利用区分面積集計表（行為後）

様式A-1

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨 水量を増加させるおそれ のある行為に係る土地		左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 （法面を有しないに限る。）	道路 （法面を有するに限る。）	鉄道線 路（法面を有しないに限る。）	鉄道線 路（法面を有するに限る。）	飛行場 （法面を有しないに限る。）	飛行場 （法面を有するに限る。）	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場（雨水を排除するための排水設備を伴うもの）	運動場その他に類する施設（雨水を排除するための排水設備を伴うものに限る）	ローラーその他に類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他に類する建設機械を用いていない土地
1	1025				200													
2	1415				260													
3					160													
4	960				120													
5	925				110													
6	875																	
土地利用計画図からエリアNoごとに土地利用に応じた面積を記入してください。																		
小計 1	5200				850						1950							
小計 2					6050						1950							
合 計											8000							

(単位: m²)

③雨水浸透阻害行為前後の土地利用集計

様式A-1より雨水浸透阻害行為面積の算定をします。なお、様式A-1を記入すると自動的に様式A-2が埋まります。

エラーチェックが「OK」になっていることを確認してください。
エラーが出ている場合は開発前後の面積が異なります。様式-1、-2を見直し開発前後の面積が同じになるように記入してください。

行為前後の土地利用集計表

行為前後の土地利用集計表

エラーチェック

OK

様式 A - 2

土地利用区分		①欄 様式 A - 1 現況土地利用 面積 (ha) ①	②欄 様式 A - 1 計画土地利用 面積 (ha) ②	③欄 面積差 (ha) ②-①	④欄 雨水浸透阻害行為の当該面積 ③欄が (+) の場合、原則該当 該当の場合面積 (ha) を記入	参考 流出係数	備 考
土 地 利 用 区 分		行為前 小計 1 の欄	行為後 小計 1 の欄				
宅 地 等	宅 地	0.0700	0.5200	0.4500	0.4500	0.9	宅地等の区 分同士の増 減は対象と しない。
	池 沼					1	
	水 路					1	
	た め 池					1	
	道路 (法面を有しないものに限る。)		0.0850	0.0850	0.0850	0.9	
	道路 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
	鉄道線路 (法面を有しないものに限る。)					0.9	
	鉄道線路 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)					0.9	
飛行場 (法面を有するものに限る。)					加重平均		
舗装された 土地	小 計	0.0700	0.6050	0.5350	0.5350		
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地 (法面を除く)		0.1950	0.1950	0.1950	0.95	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面					1	
その他土地 からの流出 雨水量を増 加させるお それのある 行為に係る 土地	小 計		0.1950	0.1950	0.1950		
	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うもの)					0.5	
	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)					0.8	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地					0.5	
上記に揚げる 土地以外の 土地	小 計						
	山 地					0.3	
	人工的に造成された植生に覆われた法面			0.4			
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	0.7300		-0.7300		0.2	
	小 計	0.7300		-0.7300			
合 計		0.8000	0.8000		0.7300		

④欄の合計 0.7300 ha

0.1ha (1,000㎡) 以上の場合、申請の対象

(-) の欄は記載不要 (単位: ha)

<解説>

- 上記ケースでは事業エリア 8000㎡ に対し、現況で宅地等面積 (宅地 700㎡) を除いた 7300㎡ が雨水浸透阻害行為面積となり、1000㎡ を越えることから許可申請が必要となります。

6 雨水浸透阻害行為許可申請以降の手続きフロー（ステップ4～）

ステップ4 雨水浸透阻害行為の許可申請書類の作成と整理

（1）必要書類の確認

雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類は下表のとおりである。

雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な書類

根拠法令	書類(図面)の名称	備考
省令 第 16 条	雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書(別記様式第二)	
	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	ステップ 4 で作成
	計画図 ○現況地形図 ○土地利用計画図 ○排水施設計画平面図 ○対策工事の位置図 ○対策工事の計画図 ・雨水貯留浸透施設の形状 ・雨水貯留浸透施設構造の詳細	ステップ 3 で作成 ステップ 3 で作成 ステップ 4 で作成 ステップ 4 で作成 ステップ 4 で作成
省令 第 18 条	行為区域位置図	ステップ 3 で作成
	対策工事が技術基準に適合する書類 ○土地利用別面積集計表(様式A) ○雨水浸透阻害行為後の流出量(様式B) ○雨水貯留浸透施設の規模(様式C) ○調整池容量計算結果(様式D) ○貯留浸透施設チェックシート(様式E)	ステップ 3 で作成 ステップ 4 で作成 ステップ 4 で作成 ステップ 4 で作成 ステップ 4 で作成
添付図書	○土地の登記事項を示す書類 (全部事項証明書の写し)	ステップ 3 で提出
	○公図の写し	ステップ 3 で提出

（２）雨水浸透阻害行為許可申請書 別記様式第二（省令第 16 条）の作成

省令で定められた下表に必要な事項を記入する。

また、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の着手予定日及び完了予定日を記載する。（省令第 7 条）

別記様式第二（第十六条関係）

許可申請
雨水浸透阻害行為 書
協 議

第 30 条 特定都市河川浸水被害対策法 の規定により、雨水浸透阻害行為 第 35 条 許可を申請 について します。 協 議 年 月 日 殿 住所 氏名	※ 手数料欄	
雨水 浸透 阻害 行為 等 の 概 要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 「許可申請 第30条 「許可を申請
協 議」 第35条」 協 議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

雨水浸透阻害行為協議書		記入例
許可申請 第30条 特定都市河川浸水被害対策法 第35条 の規定により、雨水浸透阻害行為について 許可を申請 します。 協議 〇〇年〇〇月〇〇日 群馬県知事 殿 住所 群馬県〇〇市〇〇町1-1-1 氏名 〇〇〇〇住宅建設株式会社 代表取締役 〇〇〇 〇〇		※ 手数料欄
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町100番地、101番地、102番地、103番地
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	2,500平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	分譲住宅（15宅地）の宅地造成 （計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による）
	4 対策工事の計画の概要	浸透トレンチ〇〇mを設置 （計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による）
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	7 対策工事の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	8 対策工事の完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	9 その他必要な事項	〇〇市宅地開発事業に関する条例（開発行為）協議中
※受付番号	年 月 日 第 号	記入しないでください。
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 「許可申請」「第30条」「許可を申請協議」「第35条」協議 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

(3) 計画説明書 参考様式第5号（省令第16条関係）の作成

計画説明書は下表に必要な事項を記入し作成する。また、行為区域内の土地の現況及び土地利用計画を含めた雨水浸透阻害行為に係る工事計画を記載する。

青枠内をご記入ください。

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設計者の住所及び氏名(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)	電話										
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称											
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針											
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況(m ²)	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	700.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合計		
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7300.0	8000.0		
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画(m ²)	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	5200.0	0.0	0.0	0.0	850.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合計		
	1950.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8000.0		
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				0.261				行為後の流出係数		0.912
	行為前の流出雨水量				0.07836				行為後の流出雨水量		0.2738
	雨水貯留浸透施設の計画				0.19544m ³ /s分をカットする貯留浸透施設を設置						

赤枠内は様式Aを記入すると自動的に入力されます。

(4) 計画図の作成

計画図は下表の図面を用意する。

計画図一覧表

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	
現況地形図	地形、行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態ごとの面積	1/2,500以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものであること。	ステップ3 で作成済
土地利用計画図	行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積	1/2,500以上		
排水施設計画平面図	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称	1/2,500以上		
対策工事の位置図	対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域	1/2,500以上		ステップ4 で作成
対策工事の計画図	雨水貯留浸透施設の形状	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。	
	雨水貯留浸透施設の構造の詳細	1/500以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。	

① 排水施設計画平面図の作成

排水施設計画平面図には排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称を必ず明示する。



排水施設計画平面図の例

② 対策工事の位置図の作成

対策工事の位置図には対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域を必ず明示する。



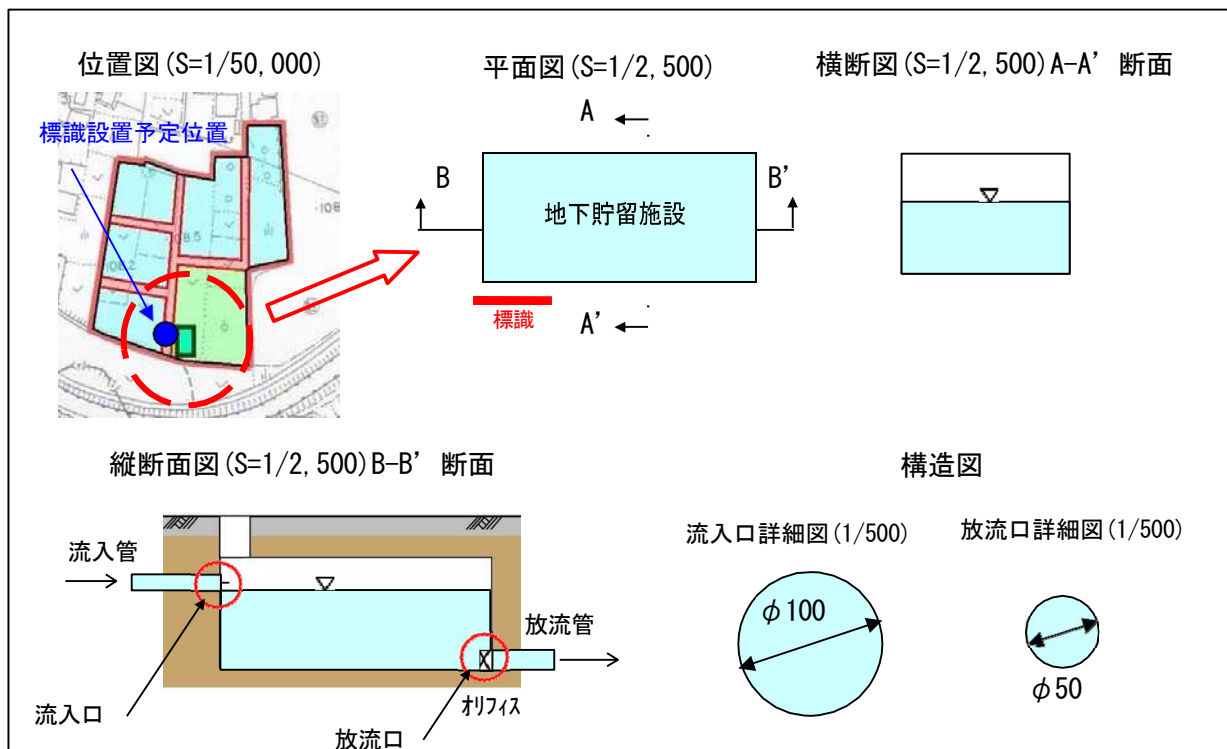
対策工事位置図の例

③ 対策工事の計画図の作成

対策工事の計画図には、雨水貯留浸透施設の形状と詳細な雨水貯留浸透施設の構造を図示することとし、流入口と放流口の構造を必ず図示する。

平面図に標識の設置予定位置を必ず明示する。

ポンプ排水形式の場合は、詳細な構造図の他に操作規則を必ず添付する。



対策工事計画図の例

(5) 雨水浸透阻害行為の許可申請の添付図書の作成

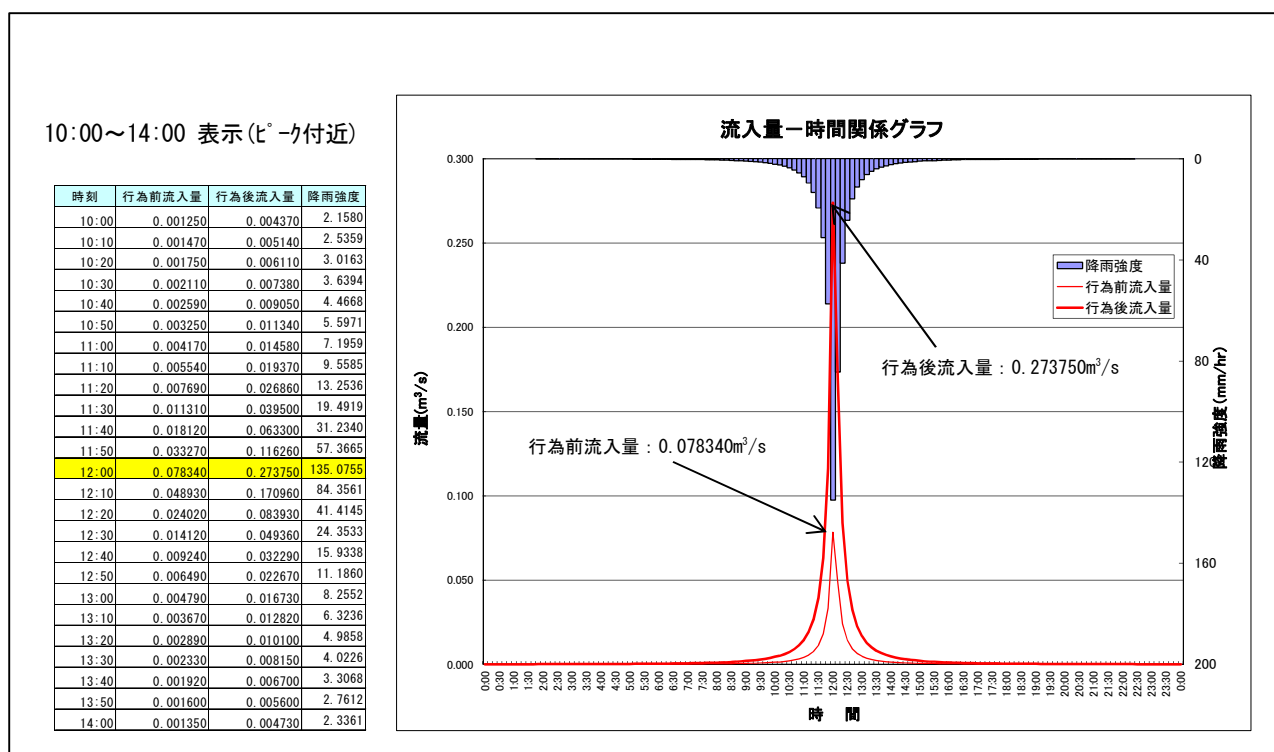
許可申請書の添付図書として、下表の資料を添付する。

許可申請の添付図書一覧表

添付書類		縮尺 (様式 NO.)	備考	ステップ 3 で作成済
行為区域位置図		1/50,000 以上		
行為区域図		1/2,500 以上		
対策工事が技術 基準に適合する 書類	土地利用別面積集計表	(様式 A)		ステップ 4 で作成
	雨水浸透阻害行為の流出量	(様式 B)		
	雨水貯留浸透施設の規模	(様式 C)		
	調整池容量計算結果	(様式 D)		
	貯留浸透施設チェックシート	(様式 E)	設計手法により異なるシートを使用	

① 様式 B 雨水浸透阻害行為前後の流出量の作成

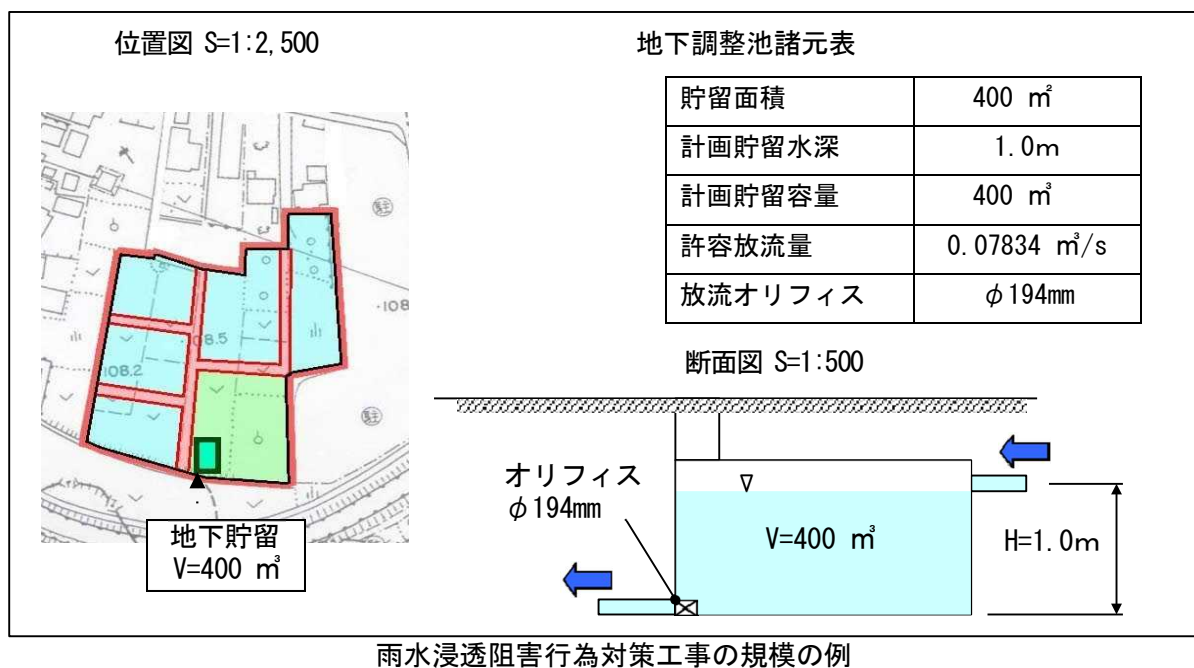
調整池容量計算システムに下図を作成する機能が付いているので、それを活用し作成する。



流入量－時間関係グラフの例

② 様式C 対策工事における雨水貯留浸透施設の規模の作成

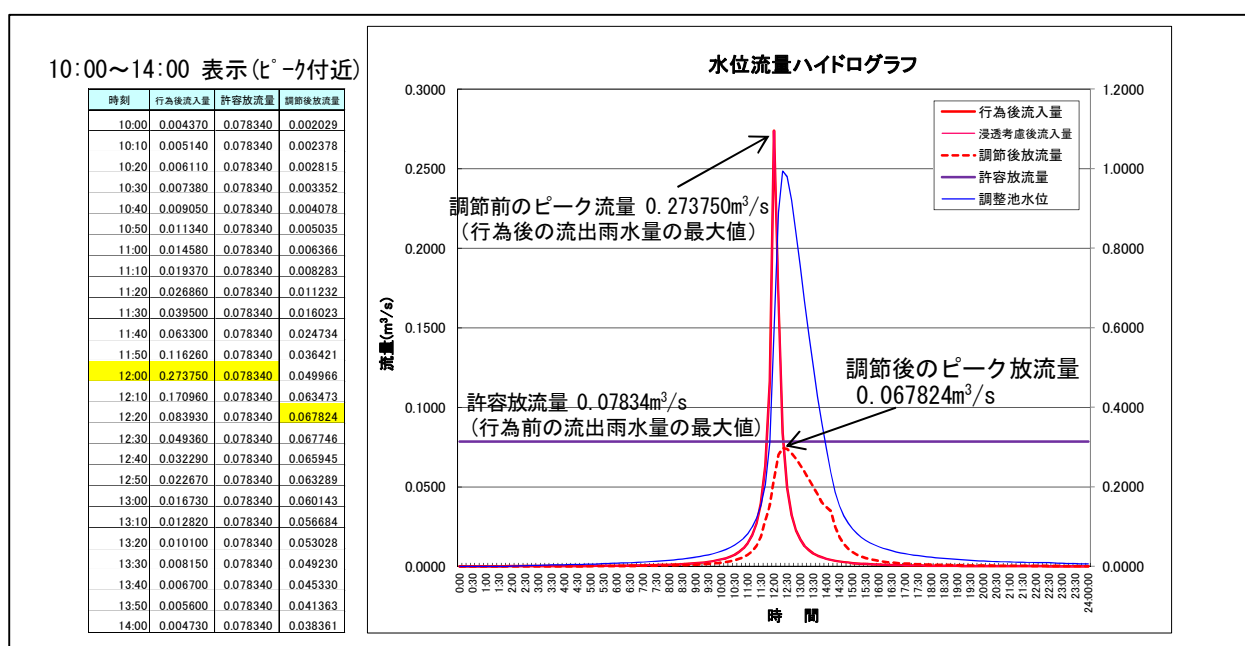
下図は、駐車場の地下に400 m³の地下調整池を設置する場合の事例である。



③ 様式D 調整池容量計算結果の作成

調整池容量計算システムに下図を作成する機能が付いているので、それを活用し作成する。

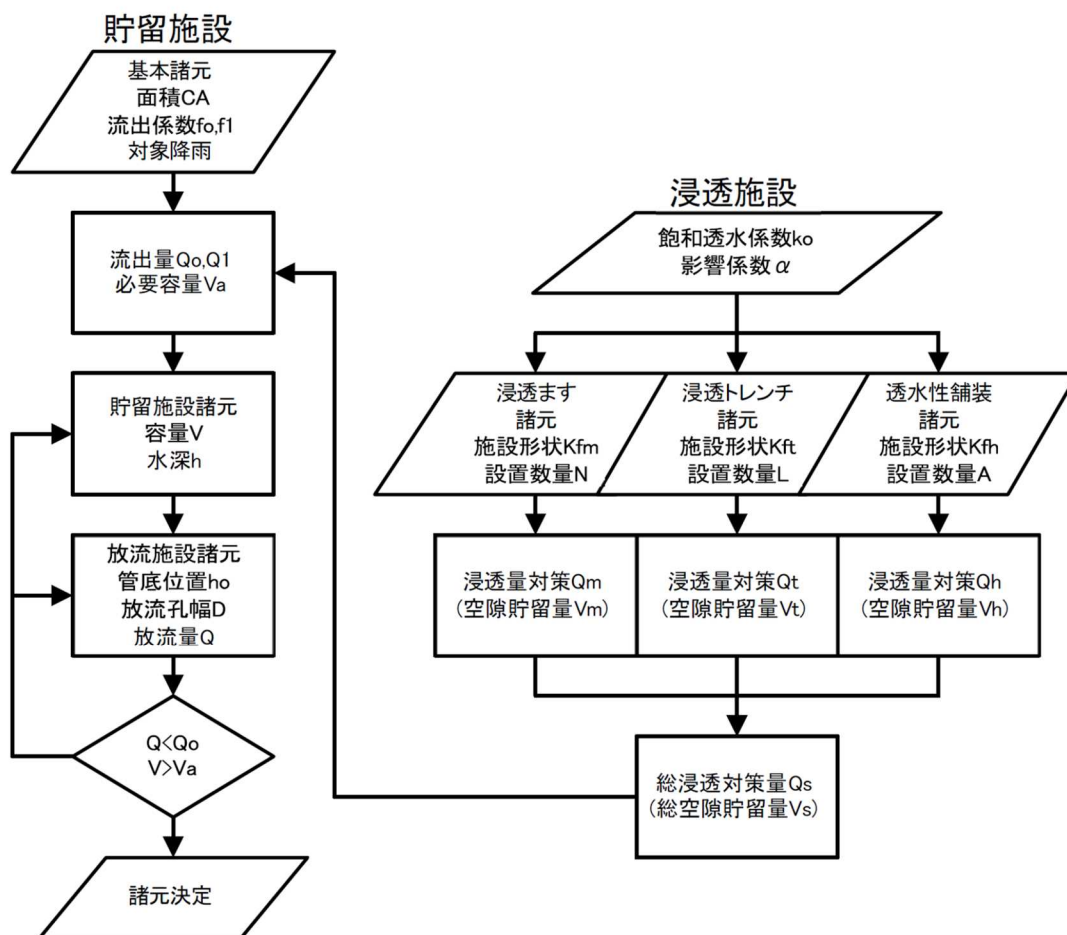
下図は、行為前最大流出量 $Q=0.078340\text{m}^3/\text{s}$ に対し、行為後最大流出量 $Q=0.273750\text{ m}^3/\text{s}$ になっており、これを雨水貯留浸透施設の設置により、調節後の最大流出量 $Q=0.067824\text{ m}^3/\text{s}$ におさえていることを表している。これにより、行為前の雨水流出量最大値まで抑制されたことが証明される。



水位・流量ハイドログラフの例

④ 様式E 調整池容量計算システム用チェックシート

貯留浸透施設の計画・設計の指針に従って、基本諸元の整理、水理計算、構造物各部の形状を決定するにあたり、作業を順序良く、正確に行うためにチェックシートによる確認を行う。



貯留浸透施設設計フロー

調整池容量計算システム用チェックシート

(様式E)

調整池容量計算システム用チェックシート

	手入力
	計算システムにより算出した結果を入力
	自動計算のセル(何も入力しない)

諸 元				値		算定方法等		指針参照先																			
基本諸元																											
雨水浸透阻害行為区域	a	m ² (ha)	7,300	0.7300	開発区域内で雨水浸透阻害行為を行う面積																						
雨水浸透阻害行為に該当しない区域	b	m ² (ha)	700	0.0700	開発区域内で雨水浸透阻害行為にあたらぬ面積																						
開発区域	A _a	m ² (ha)	8,000	0.8000	A _a = a + b																						
開発区域外から雨水を流入する区域	A _b	m ² (ha)			開発区域外から雨水が調整池に入る面積																						
集水区域	A	m ² (ha)	8,000	0.8000	A = A _a + A _b																						
合成流出係数	行為前	f ₀	0.261		計算システムにより算出し入力																						
	行為後	f ₁	0.912		計算システムにより算出し入力																						
基準降雨	W=1/10	W	1/10																								
ピーク流入量	行為前	Q ₀	0.07836		計算システムにより算出し入力																						
	行為後	Q ₁	0.27380		計算システムにより算出し入力																						
直接放流区域がある場合						開発区域内に調整池に流入しない面積がある場合に入力																					
直接放流区域	c	m ² (ha)			開発区域内で調整池に流入しない面積																						
合成流出係数	行為後	f _c			直接放流区域の平均流出係数																						
直接放流量	行為後	q ₁			Q ₀ = 1/360 * f _c * c																						
直接放流区域を除いた集水区域	A _c	m ² (ha)			A _c = A - c																						
合成流出係数	行為前	f _{0c}			計算システムにより算出し入力																						
	行為後	f _{1c}			計算システムにより算出し入力																						
許容放流量	Q _{下段} 、Q _{上段}	m ³ /s	0.07836		Q _{下段} = Q ₀ - q ₁ - Q _{上段}																						
浸透施設諸元																											
飽和透水係数	台地・段丘or微高地 or低地or現地試験	k ₀	cm/s	0.00700	「台地・段丘」、「微高地」、「低地」の中より選択して記入																						
		k ₀ '	m/hr	0.25	←少数第5位まで 現地試験の場合に入力する k ₀ ' = k ₀ × 3600 / 100																						
影響係数		α		0.81	地下水位、目づまり等による影響に対する安全率(=0.81)																						
浸透ます	ますの種類			① ② ③ ④	←それぞれ4種類まで入力可能																						
	浸透面				←円筒ます:1、正方ます:2、矩形ます:3																						
	幅1(直径)	w1(d)	m		←側面及び底面:1、底面:2																						
	幅2(延長)	w2(L)	m		設置する浸透ますの幅(直径):充填砕石部																						
	幅3(直径)	w3(d)	m		設置する浸透ますの幅(延長) ※円筒、正方の場合記入不要																						
	設計水頭	H	m		設置する浸透ます本体の幅(直径)																						
	比浸透量	k _{fm}	m ²		設置する浸透ますの設計水頭																						
	個 数	N	個		幅(直径)、設計水頭を用いて算定式により算出																						
	浸透対策量	Q _{m1~n}	m ³ /hr	0.00	0.00	0.00	0.00	設置する浸透ますの個数 Q _{m1~n} = k ₀ ' × α × k _{fm} × N																			
	浸透対策量 計	Q _m	m ³ /s	0.00000			(Q _m = Q _{m1} + Q _{m2} + ... + Q _{mn}) / 3600																				
体 積	V _{m1~n}	m ³	0.00	0.00			設置する浸透ますの形状により算出																				
空隙率	α _{m1~n}	%				使用する部材により決定																					
空隙貯留量 計	V _m	m ³	0.000			V _m = V _{m1} × α _{m1} + V _{m2} × α _{m2} + ... + V _{mn} × α _{mn}																					
浸透トレンチ 及び 浸透側溝	幅	w	m				設置する浸透トレンチの幅																				
	設計水頭	H	m				設置するトレンチの設計水頭																				
	比浸透量	k _{ft}	m ²	0.00	0.00	0.00	0.00	幅、設計水頭を用いて算定式により算出																			
	延長	L _t	m				設置する浸透トレンチの延長																				
	浸透対策量	Q _{t1~n}	m ³ /hr	0.00	0.00	0.00	0.00	Q _{t1~n} = k ₀ ' × α × k _{ft} × L _t																			
	浸透対策量 計	Q _t	m ³ /s	0.00000			(Q _t = Q _{t1} + Q _{t2} + ... + Q _{tn}) / 3600																				
	体 積	V _{t1~n}	m ³	0.00	0.00			設置する浸透トレンチの形状により算出																			
	空隙率	α _{t1~n}	%				使用する部材により決定																				
	空隙貯留量 計	V _t	m ³	0.000			V _t = V _{t1} × α _{t1} + V _{t2} × α _{t2} + ... + V _{tn} × α _{tn}																				
	透水性舗装	設計水頭	H	m	0.18				施工する透水性舗装の設計水頭																		
比浸透量		k _{fh}	m ²	1.290	0.000	0.000	0.000	設計水頭を用いて算定式により算出																			
面 積		A _h	m ²	2100.00			施工する透水性舗装の面積																				
浸透対策量		Q _{h1~n}	m ³ /hr	548.57	0.00	0.00	0.00	Q _{h1~n} = k ₀ ' × α × k _{fh} × A _h																			
浸透対策量 計		Q _h	m ³ /s	0.15238			(Q _h = Q _{h1} + Q _{h2} + ... + Q _{hn}) / 3600																				
体 積		V _{h1~n}	m ³	378.00			施工する透水性舗装の形状により算出																				
空隙率		α _{h1~n}	%	10			使用する部材により決定																				
空隙貯留量 計		V _h	m ³	37.800			V _h = V _{h1} × α _{h1} + V _{h2} × α _{h2} + ... + V _{hn} × α _{hn}																				
浸透対策量		Q _{s1~n}	m ³ /hr				施工する施設の浸透能力により算出し入力																				
浸透対策量 計		Q _s	m ³ /s	0.00000			(Q _s = Q _{s1} + Q _{s2} + ... + Q _{sn}) / 3600																				
その他	空隙貯留量	V _{s1~n}	m ³				使用する二次製品の空隙貯留量を入力																				
	空隙貯留量 計	V _s	m ³	0.000			V _s = V _{s1} + V _{s2} + ... + V _{sn}																				
	浸透対策量	合 計	Q _s	0.15238			Q _s = Q _m + Q _t + Q _h + Q _s																				
空隙貯留量	合 計	V _s	37.800			V _s = V _m + V _t + V _h + V _s																					
貯留施設諸元																											
池の壁面形状	池の勾配	直壁 or 1:○			←「直壁」、「1:○」、「複断面」を記入																						
自然放流方式 2段オリフィス方式 ポンプ放流方式	水深～容量関係 水深～ポンプ関係	水深(m)	容量(v)	水深(m)	ポンプ(v)	地盤高、外水位の高さ等を考慮して設定した貯留施設の形状により作成																					
		①	①			<table border="1"> <thead> <tr> <th>水深 (m)</th> <th>容量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H₁</td><td>V₁</td></tr> <tr><td>H₂</td><td>V₂</td></tr> <tr><td>H₃</td><td>V₃</td></tr> <tr><td>H₄</td><td>V₄</td></tr> <tr><td>H₅</td><td>V₅</td></tr> <tr><td>H₆</td><td>V₆</td></tr> <tr><td>H₇</td><td>V₇</td></tr> <tr><td>H₈</td><td>V₈</td></tr> </tbody> </table> データの1行目は水深・容量にのみ入力して下さい。 ・最大水深は、調整池の許容水深 (H_{max}) として下さい。 ・水深・容量関係は調整池で入力できます。		水深 (m)	容量 (m³)	0	0	H ₁	V ₁	H ₂	V ₂	H ₃	V ₃	H ₄	V ₄	H ₅	V ₅	H ₆	V ₆	H ₇	V ₇	H ₈	V ₈
		水深 (m)	容量 (m³)																								
		0	0																								
		H ₁	V ₁																								
		H ₂	V ₂																								
		H ₃	V ₃																								
		H ₄	V ₄																								
H ₅	V ₅																										
H ₆	V ₆																										
H ₇	V ₇																										
H ₈	V ₈																										
②	②																										
③	③																										
④	④																										
⑤	⑤																										
⑥	⑥																										
⑦	⑦																										
⑧	⑧																										
放流施設諸元				自然、2段(下段)		2段(上段)																					
放流孔形状	直径(高さ)	φ(D)	m			計算システムにより算出し入力																					
	矩形的場合・幅	B	m			計算システムにより算出し入力																					
管底位置	池底から	h ₀	m			計算システムにより算出し入力																					
最大放流量	Q _{max}	m ³ /s	0.00000			計算システムにより算出し入力																					
池内最大水深	H _{max}	m				計算システムにより算出し入力																					
池内最大ボリューム	V _{max}	m ³				計算システムにより算出し入力																					
開発区域に必要な調整池容量	V	m ³ /ha	0A			V = V _{max} / a × 10,000																					
放流量評価	OK or NG	OK			0.00000	許容放流量 Q ≥ 最大放流量 Q _{max} + 直接放流量 q ₁																					

ステップ5 申請書類の確認

(1) 許可申請に必要な書類の有無の確認

許可申請に必要な書類の有無を以下のチェックリストによって確認する。

申請書類の有無を確認するチェックリスト

申請必要書類	有無の確認		備 考
	申請者	許可権者	
雨水浸透阻害行為許可申請書（別記様式第二）			
計画説明書			
現況地形図			
土地利用計画図			
排水施設計画平面図			
対策工事の位置図			
対策工事の計画図			
行為区域位置図			
様式A 土地利用別面積集計表			
様式B 雨水浸透阻害行為後の流出量			
様式C 雨水貯留浸透施設の規模			
様式D 調整池容量計算結果			
様式E 貯留浸透施設チェックシート			

(2) 許可申請に必要な書類の内容確認

許可申請に必要な書類の内容を以下のチェックリストによって確認する。

申請書類の内容を確認するチェックリスト（その1）

申請書類内容確認チェックリスト（その1）

確認内容	チェックポイント	確認欄	
		申請	許可
雨水浸透阻害行為 許可申請書（別記様式第二 第十六条関係）			
「第30条」の場合は「許可申請」、「第35条」の場合は「協議」と正しく示されているか	正しく識別されていることを確認する		
申請日（日付）が記入されているか	申請日を確認する		
申請先（知事等）の記入が正しいか	申請先が正しいかを確認する		
申請者の住所、氏名がなされているか	住所、氏名が記入されているかを確認する		
「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記入されているか	行為区域位置図及び行為区域区域図と照合し確認する		
「雨水浸透阻害行為区域の面積」が正しく記入されているか	フォーマット等の合理的な方法で添付図の面積をはかり確認する		
「雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する		
「対策工事の計画の概要」が正しく記入されているか	対策工事概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する		
「雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であることを確認する		
「雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であることを確認する		
「対策工事の着手予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であることを確認する		
「対策工事の完了予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であることを確認する		
「その他必要な事項」が記入されている場合、協議資料が添付されているか	協議資料の添付を確認し、協議事項、許可予定日を確認する		
計画説明書			
申請者の住所、氏名が記入されているか	住所・氏名が記入されているかを確認する		
「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記入されているか	行為区域位置図及び行為区域区域図と照合し確認する		
「雨水浸透阻害行為の内容」が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する		
「行為区域の面積」が正しく記入されているか	集水区域面積の値が記入されているかを確認する		
「基本方針」が正しく記入されているか	申請内容の考え方が簡潔で明確に記入されているかを確認する		
「行為区域内の土地の現況」が正しく記入されているか	現況地形図に記載されている値と合っているかを確認する		
「行為区域内の土地利用計画」が正しく記入されているか	土地利用計画図に記載されている値と合っているかを確認する		
「行為前（行為後）の流出係数」が正しく記入されているか	様式Aに記載されている値と合っているかを確認する		
「行為前（行為後）の流出雨水量」が正しく記入されているか	様式Eに記載されている値と合っているかを確認する		
「雨水貯留浸透施設の計画」が正しく記入されているか	様式Eに記載されている値と合っているかを確認する		
現況地形図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確に色分けされているかを確認する		
	エリア毎の土地利用形態と面積が記入されているかを確認する 全ての写真撮影方向が図面上に明記されているかを確認する		
記載されている表が正しく記入されているか	図面上の情報と整合がとれているかを確認する		
添付されている写真により現地の土地利用状況が正しく判別できるか	写真方向や写真枚数が適正であることを確認する		

申請書類の内容を確認するチェックリスト（その２）

申請書類内容確認チェックリスト（その２）

確認内容	チェックポイント	確認欄	
		申請	許可
土地利用計画図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確に色分けされているかを確認する		
	エリア毎の土地利用形態と面積が記入されているかを確認する		
記載されている表が正しく記入されているか	図面上の情報と整合がとれているかを確認する		
排水施設計画平面図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	排水施設の位置が明確に記入されているかを確認する		
	排水系統に問題がなく、明確に記入されているを確認する		
	吐口の位置が明確に記入されているかを確認する		
	放流先の名称が明確に記入されているかを確認する		
対策工事の計画図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
雨水貯留浸透施設の形状が明記されているか	対策工事の平面図が明記されているかを確認する		
	対策工事の縦断図が明記されているかを確認する		
	対策工事の横断図が明記されているかを確認する		
	雨水浸透阻害行為面積の値が記入されているかを確認する		
雨水貯留施設の構造の詳細が明記されているか	平面図に標識設置予定位置が明記されているかを確認する		
	対策工事の流入口の詳細が明記されているかを確認する		
	対策工事の放流口の詳細が明記されているかを確認する		
行為区域位置図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	工事位置が着色等により明確にされているかを確認する		
	道路名・河川名が記入されているかを確認する		
行為区域区域図			
記載されている図面が正しいか	地形縮尺や等高線等が基準に合った図面であるかを確認する		
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確にされているかを確認する		
	県境・市町村界が記入されているかを確認する		
対策工事が技術基準に適合する書類			
土地利用別面積集計表(様式A)が正しく作成されているか	エラーチェック欄にエラー項目が出ていないかを確認する		
	現況地形図に記載されている値と合っているかを確認する		
	土地利用計画図に記載されている値と合っているかを確認する		

申請書類の内容を確認するチェックリスト（その3）

申請書類内容確認チェックリスト（その3）

[illegible]

(3) 許可申請に必要な書類の留意事項

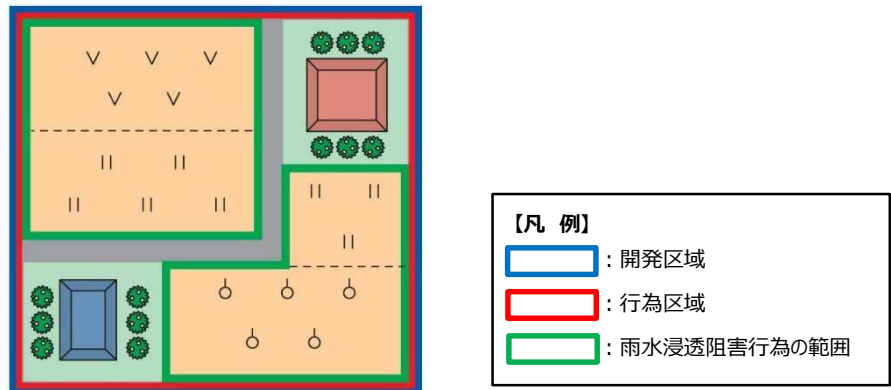
許可申請に必要な書類の審査において、以下に示した事項については、特に留意することとする。

① 雨水排水区域図により排水先の確認

下水道の雨水排水計画図により事業エリアの排水先となる地点の幹線名等を確認する。

② 開発面積と集水面積及び雨水浸透阻害行為面積の確認

下水道の雨水排水計画図等により開発面積、集水面積、雨水浸透阻害行為面積の関係が行為区域図に明示されているか確認する。



各エリアの確認

③ 合成流出係数の算出方法の確認

合成流出係数算定面積と集水面積が整合しているかを確認する。

④ 雨水浸透施設が浸透施設の設置禁止区域内に設置していないか確認

各種規制範囲や本指針を活用し、雨水浸透施設が設置禁止区域内に設置されていないかを確認する。

⑤ 雨水貯留浸透施設の構造形式の確認

雨水貯留浸透施設の構造形式を確認する。

⑥ 標識設置予定位置の確認

雨水貯留浸透施設の標識の設置位置については、以下の事項に留意し、申請者と協議し設定する。

ア 雨水貯留浸透施設等が複数設置される場合は、代表1ヶ所に標識を設置する。

イ 設置場所は、施設周辺の居住者や事業経営者の見やすい場所に設ける。

ウ 対策工事が調整池の場合は、調整池の近傍が望ましい。

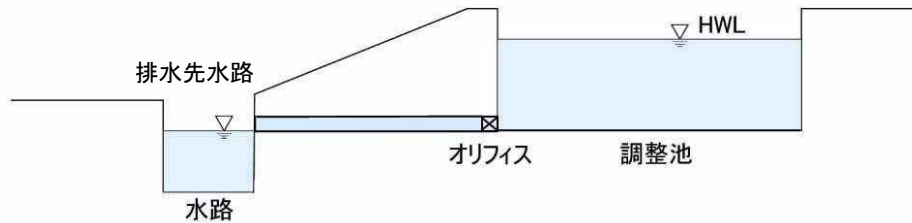
エ 対策工事に浸透施設等が複数設置される地区では、地域案内看板や防災看板等で検討する。

⑦ 排水先の妥当性の確認

雨水貯留浸透施設の放流口の敷高が排水先水位の影響を受けないか、また流入口の敷高が呑口の地盤高から背水影響が発生しないか確認する。

ア 例示 1（雨水貯留施設の放流口が背水の影響を受けるかどうか確認）

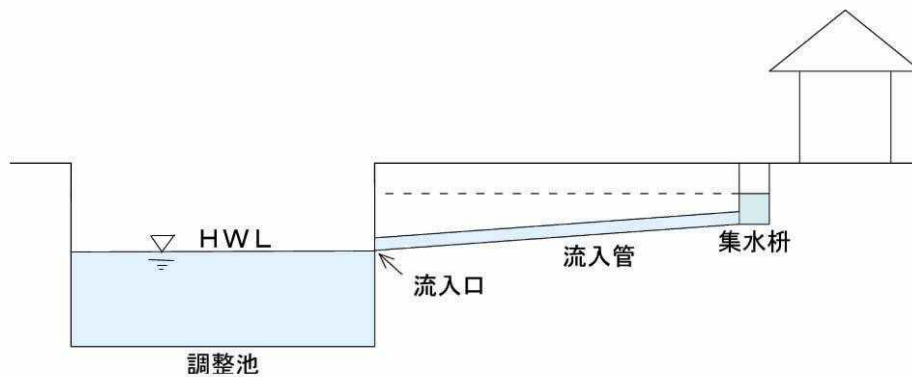
調整池の放流口の高さと排水先の水位（HWL）を比較し、互いに影響を受けないことを確認する。



放流口の位置

イ 例示 2（雨水貯留施設の流入口が背水の影響を受けるかどうか確認）

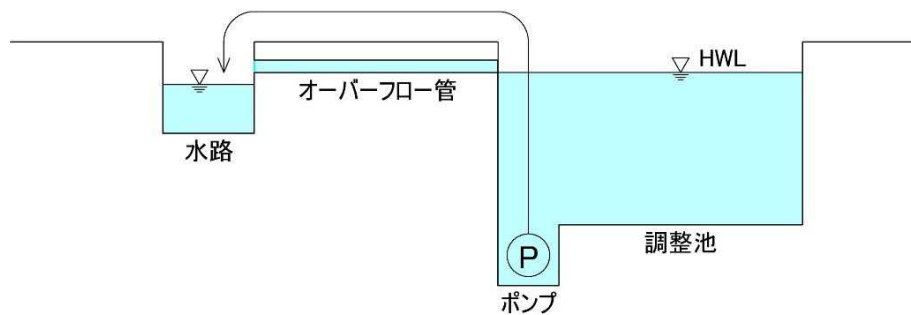
調整池の流入口の高さと調整池水位を比較し、流入管が背水の影響を受けないことを確認する。



流入口の位置

ウ 例示 3（ポンプ排水となる場合）

排水先の水位関係より自然排水かポンプ排水か判定する。



ポンプ排水

ステップ6 許可又は不許可の通知

群馬県知事は、法第 30 条の許可の申請があったときは、法第 36 条に基づき遅滞なく許可又は不許可の処分をしなければならない。

許可又は不許可の処分は、文書をもって申請者に通知しなければならない。

許可申請がステップ5において適正であると判断された場合は、申請者へ通知することとする。

ステップ7 工事着手届

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を着手する場合、工事着手届を提出しなければならない。

許可を受けた者について、対策工事を着手する場合は、参考様式第 6 号の工事着手届出書により群馬県知事へ届け出なければならない。

また、着手届の提出があった場合には、許可を受けた者に対して以下の事項を説明するものとする。

(1) 一般

雨水浸透阻害行為及び対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係わる工事）における着手予定日又は完了予定日の変更に関し、軽微な変更は、その場合は変更届出書による変更申請を行う。

それ以外の変更は、変更許可申請書を必要とする。（法第 37 条）

(2) 施工

① 位置等の変更

施工の作業性・効率性を理由に、現場において無断で対策施設の位置等を変更してはならない。特に、以下の行為においても、調整池の計算容量・水位・放流量が変わるため、注意が必要である。

㊦オリフィスの大きさ（径）の変更⇒小さくすることも不可

㊦オリフィス管底の位置（レベル）の変更

㊦表面調整池の場合の地盤レベルの変更

㊦建物周りで表面調整池を計画している場合における建物配置の変更

㊦集水区域の変更（例えば、直接放流区域面積の拡大、集水区域が物理的に分離される箇所（集水区域境界）の変更、或いは宅地分譲の場合の各区画の面積変更など）

② 出来形の管理

貯留施設として駐車場等の地番面を切り下げて雨水を貯める表面調整池を計画している場合は、地盤面の仕上げ（出来形）が調整池の容量に影響するため出来形の精度管理が重要である。（完了検査において、調整池の容量不足が判明した場合、大規模な是正工事が必要となる可能性がある）

③ 地下埋設物の出来形管理

地下埋設物の施工については、完了検査時に目視することができないため、施工段階写真と併せて出来形写真の撮影が必要である。

ステップ8 申請内容の変更

法第 37 条に基づき法第 30 条の許可を受けた者は、雨水浸透阻害行為をする土地の区域(以下「行為区域」という)の位置、区域及び規模を変更しようとする場合においては、群馬県知事の許可を受けなければならない。

ただし、着手予定日及び完了予定日の変更の場合は、軽微な変更とみなし届け出となる。

許可を受けた者について、行為区域の位置、区域、規模を変更する場合は、参考様式第 2 号又は第 3 号の変更許可申請(協議)書により、群馬県知事へ許可申請(協議)しなければならない。

また、工事の着手予定日又は完了予定の変更のみの場合は、参考様式第 4 号の変更届出書により群馬県知事へ届け出なければならない。

ステップ9 工事完了の検査等

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は工事を廃止したときは国土交通省令で定めるところにより、その旨を群馬県知事に届け出なければならない。

(1) 対策工事の完了(廃止)時の届出

許可を受けた者について、対策工事が完了した場合は、別記様式第三の工事完了届出書により、群馬県知事へ届け出なければならない。また、対策工事を廃止した場合は、別記様式第四の工事廃止届出書により群馬県知事へ届け出なければならない。

(2) 対策工事の検査

群馬県知事は、雨水浸透阻害行為に対する対策工事が完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

① 雨水貯留浸透施設の検査

許可を受けた者は、許可権者が指定する検査シートと、対策工事の出来高図を作成し、検査を受けるものとする。

② 検査済証の交付

群馬県知事は、雨水浸透阻害行為に関する工事が検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第 30 条の規定による雨水浸透阻害行為の許可の内容に適合していると認めた場合は、検査済証の交付を行う。

参考様式第8号

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

群馬県知事 印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、特定都市河川浸水被害対策法第38条第2項の規定による検査の結果、同条32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)	

参考様式第8号 検査済証

(3) 標識の設置

群馬県知事は、対策工事の計画についての技術的基準に適合すると認めた場合は、雨水貯留浸透施設が存する旨を表示するため標識を設置し、その機能監視を行う。

【解説】

当該雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域の特定都市河川、特定都市下水道又は地先の水路等の浸水被害防止に寄与していることを流域内住民等に対して周知させるため、その旨を記載し、機能と構造を図で示す等、簡易で安価な分かりやすいものが望ましい。

← 90センチメートル → 70センチメートル 雨 水 貯 留 浸 透 施 設 施設の名称 検査済証番号 施設の容量又は規模及び構造の概要 群馬県知事の許可を要する行為 施設管理者及び連絡先 標識の設置者及び連絡先 ○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。
--

備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式例

① 標識の設置位置について

検査済証を交付した対策工事において、群馬県知事が交付した標識を申請者が、申請書類に明記されている標識設置予定箇所に設置することとする。

なお、標識は、県条例によって雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとしているため、審査時の協議や現地精査等の結果、申請書類に明記された箇所よりも適当と判断された場合は、設置位置を変更する。

② 標識の記載内容について

設置する標識の記載内容については、以下の項目を明示することとする。

ア 雨水貯留浸透施設（以下この条において単に「施設」という。）の名称

イ 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号

ウ 施設の容量（容量のない施設にあつては規模）及び構造の概要

エ 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は群馬県知事の許可を要する旨

オ 施設の管理者及びその連絡先カ 標識の設置者及びその連絡先

③ 雨水貯留浸透施設の存置・機能監視

群馬県知事は、パトロールを実施することにより、雨水貯留浸透施設の存置・機能監視及び無許可工事の早期発見に努めることとする。

また、安全対策の指導として、行為後の対応については、災害の防止のため必要があると認められるときは、排水施設の設置、改造その他必要な措置をとることを勧告し、又は、必要があると認める場合には、排水施設の措置、改造その他災害発生を未然に防止するために必要な工事を行うことを命ずるものとする。

7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可

法第 32 条の国土交通省令で定める技術基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為を行う者は群馬県知事の許可が必要である。但し、通常管理行為その他の行為で政令で定めるもの、及び非常災害のため必要な応急処置として行う行為についてはこの限りではない。

- ① 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- ② 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- ③ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- ④ 前三号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの

（１）雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為と通常管理行為その他の行為

法第 30 条により設置した雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う場合は、雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書を群馬県知事に提出し許可を受ける必要がある。

① 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（政令で定める行為）

- ア 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- イ 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
- ウ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

② 通常管理行為その他の行為で政令で定めるもの

- ア 雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為
- イ 仮設の建築物等の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）

別記様式第六（第二十九条関係）

雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書
協議

特定都市河川浸水被害対策法 第 3 9 条 第 1 項 の規定により、
第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条

雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申請
協議 します。

年 月 日

（あて先）

群馬県知事

住所

氏名

雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要	
	5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日
	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年 月 日
	8 保全工事の着手予定日	年 月 日
	9 保全工事の完了予定日	年 月 日
	10 その他必要な事項	
※受付番号		年 月 日 第 号
※許可に付した条件		
※許可番号		年 月 日 第 号

- 備考 1 「許可申請」「第 3 9 条 第 1 項」「許可を申請協議」、第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条、「協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。）」と記載し、計画図を別葉とすること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書

(2) 許可申請時に必要となる図面（省令第 29 条）

許可申請に必要なとなる図面は下表のとおりである。

なお、作成する際には、前述のステップ3及びステップ4 を参照すること。

許可申請時に必要となる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	
雨水貯留浸透施設の位置図	雨水貯留浸透施設の位置及び集水区域	2,500 分の 1 以上		ステップ 3 を参照
雨水貯留浸透施設の現況図	雨水貯留浸透施設の形状	2,500 分の 1 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。	
	雨水貯留浸透施設の構造の詳細	500 分の 1 以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。	法30 条にて作成済
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図	当該行為により設置される施設の形状	2,500 分の 1 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。	ステップ 4 を参照
	当該行為により設置される施設の構造の詳細	500 分の 1 以上		
保全工事の計画図	保全工事に係る施設の形状	2,500 分の 1 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。	
	保全工事に係る施設の構造の詳細	500 分の 1 以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。	

8 完了検査について

(1) 一般事項

雨水浸透阻害行為の対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係る工事）が完了した場合は、遅滞なく、当該工事が法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査を受け、検査済証の交付を受けなければならない。

【解説】

許可を受けた者は、許可権者が指定する検査シートと、対策工事の出来高図を作成し、検査を受けるものとする。

また、検査内容及び方法については、次の各項目について特に留意して検査することとする。

- ① 行為が行われた土地について、申請書の記載内容が土地と適合しているか。
- ② 許可に基づく雨水浸透阻害行為に関する工事が申請書どおりに実施されているか。
- ③ 施設の規模、構造の設計値について、実測値と一致しているかどうか。
(対策工事の設計図面に、下段に黒字で設計値、上段に赤字で実測値を記入された出来高図において確認する。)
- ④ 貯留施設において、オリフィス径、池の高さ、貯留容量等について申請どおりに実施されているか。
- ⑤ 浸透施設において、施設の寸法と浸透機能について申請どおりに実施されているか。
(特に砕石空隙貯留タイプの施設は、貯留効果と同時に浸透効果も対策量としてカウントするため、その形状、砕石粒径、管理孔、流入状況等を確認する。)
- ⑥ 浸透施設において、地下に埋設される構造も多いため、施工段階毎の状況写真が添付されているか。
(写真は、撮影日入りを原則とし、工期・工事名・施工者・事業者等が確認できるよう工夫し撮影したものとする。)
- ⑦ 浸透施設において、浸透能力が現地で確認できるか。
(現地確認の方法は、目視で行うものとする。)

検査シート（貯留施設用）

貯留施設検査シート

検査年月日:	年	月	日	管理番号:	—	号
所在地						
開発面積	ha		行為前流出係数	行為後流出係数		
集水面積	ha		申請者(受検者)の住所及び氏名連絡先			
雨水浸透阻害面積	ha					
直接放流区域の有無	無・有 (A= ha, Q= m ³ /s)		施設管理者の住所及び氏名連絡先			
許容放流量	m ³ /s					
貯留施設諸元						
貯留容量	m ³		貯留水深	m		余裕高
放流方式	自然放流の場合(1段オリフィス・2段オリフィス)・ポンプ放流の場合(N= 台)					
貯留施設のタイプ	ダム式・掘込式・地下式・その他()					
貯留施設の壁面形状	単断面(直壁・1/)、複断面(上段1/ ・下段1/ ・小段N= m)・その他()					
雨水利用の有無	無・有	利用目的と容量	利用目的()・容量V= m ³			
浸透機能の有無	無・有	施設名と浸透量	施設名()・浸透量Q= m ³ /s			
多目的利用の有無	無・有	利用目的と責任者	利用目的()・責任者()			
検査員の所属・職・氏名	所属名		職名		氏名	
検査項目		単位	設計値(A)	実測値(B)	検査方法及び規格値(B-A)	チェック欄
貯留施設の計測項目	単断面 or 複断面の下段部	縦延長(L1)	m		—200mm	
		横延長(L2)	m		—200mm	
		高さ(H1)	m		±50mm	
	複断面の上段部	縦延長(L3)	m		—200mm	
		横延長(L4)	m		—200mm	
		高さ(H2)	m		±50mm	
		小段幅(W)	m		—100mm	
放流孔の計測項目	1段オリフィス or 2段オリフィスの下段部	直径(φ)、高さ(h)	m		φ・h・W<60cm=+5mm	
		幅(W)	m		φ・h・W≤60cm=+30mm	
		設置位置(池底から)	m		±30mm	
	2段オリフィスの上段部	直径(φ)、高さ(h)	m		φ・h・W<60cm=+5mm	
		幅(W)	m		φ・h・W≤60cm=+30mm	
		設置位置(池底から)	m		±30mm	
放流孔の計測項目	ポンプ能力	1台目(Q)	m ³ /s		設計値<実測値	
		2台目(Q)	m ³ /s		設計値<実測値	
		3台目(Q)	m ³ /s		設計値<実測値	
	操作規則が定められており、適正に運用できると判断できる			-----	-----	
	設置されているポンプが正常に稼働する			-----	動作確認	
排水系統の確認項目	排水施設計画平面図どおりの排水系統が現地で確認できる			-----	申請図面と現地での目視	
	流入口が設計どおりに施工されている			-----	放流孔と同じ規格値	
施工管理写真の確認項目	検査時に提出された写真の枚数			枚	過不足の確認	
	提出された写真で不可視部分が確認できる			-----	過不足の確認	
その他の確認項目	付属施設がある場合	水位標は適正に設置されている		-----	目視による確認	
		昇降設備は適正に設置されている		-----	動作確認	
		照明設備は適正に動作する		-----	動作確認	
		換気設備は適正に動作する		-----	動作確認	
		付属排水施設※1が設計どおりに施工されている		-----	土木工事施工管理基準※2	
	標識設置予定地が確保されている			-----	目視による確認	
	浸透機能の能力が確認できる		m ³ /s		設計値<実測値	

検査シート（浸透施設用）

浸透施設検査シート

検査年月日:	年	月	日	管理番号:	—	号		
所在地								
開発面積	ha	行為前流出係数		行為後流出係数				
集水面積	ha	申請者(受検者)の住所及び氏名連絡先						
雨水浸透阻害面積	ha	施設管理者の住所及び氏名連絡先						
直接放流区域の有無	無・有 (A= ha ,Q= m ³ /s)							
許容放流量	m ³ /s							
浸透施設諸元								
浸透ます	使用種類	種類	使用全個数(個)					
浸透トレンチ	使用種類	種類	使用全延長(m)					
浸透側溝	使用種類	種類	使用全延長(m)					
透水性舗装	使用種類	種類	使用全面積(m ²)					
排水性舗装	使用種類	種類	使用全面積(m ²)					
その他の施設	使用種類	種類	使用全個数(個)					
付属排水施設※1の有無	無・有	施設名と設置目的	施設名 ()・設置目的 ()					
多目的利用の有無	無・有	利用目的と責任者	利用目的 ()・責任者 ()					
検査員の所属・職・氏名	所属名		職名		氏名			
施設種類	検査項目	設計値(A)	実測値(B)	規格値(B-A)	全浸透能力	浸透検査方法	使用数	チェック欄
浸透ます	直径(φ)又は幅(W×W)			※2	0			
	直径(φ)又は幅(W×W)			※2	0			
	直径(φ)又は幅(W×W)			※2	0			
	直径(φ)又は幅(W×W)			※2	0			
浸透トレンチ	幅(W)×高さ(h)			※2	0			
	幅(W)×高さ(h)			※2	0			
	幅(W)×高さ(h)			※2	0			
	幅(W)×高さ(h)			※2	0			
浸透側溝	幅(W)×高さ(h)			※2	0			
	幅(W)×高さ(h)			※2	0			
	幅(W)×高さ(h)			※2	0			
	幅(W)×高さ(h)			※2	0			
透水性舗装	設置面積(A)×厚さ(t)			※2	0			
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2	0			
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2	0			
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2	0			
排水性舗装	設置面積(A)×厚さ(t)			※2	0			
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2	0			
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2	0			
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2	0			
その他の施設	使用製品名称							
	使用製品名称							
	使用製品名称							
	使用製品名称							
排水系統の確認項目	排水施設計画平面図どおりの排水系統が現地で確認できる	—————			申請図面と現地での目視			
	流入口が設計どおりに施工されている	—————			貯留シートの放流孔と同じ規格値			
施工管理写真の確認項目	検査時に提出された写真の枚数	枚			過不足の確認			
	提出された写真で不可視部分が確認できる	—————			過不足の確認			
その他の確認項目	標識設置予定地が確保されている	—————			目視による確認			
	付属排水施設※1が設計どおりに施工されている	—————			土木工事施工管理基準 ^{※2}			

(2) 完了検査に必要な書類

完了検査には工事完了届出書（別記様式第三）と併せて以下の①～⑥に示す書類等が必要である。

① 工事完了届出書

別記様式第三に必要事項を記入する。

② 検査シート

許可を受けた者は、許可権者が指定する検査シートに以下の事項を記入する。

ア 検査シートの緑色の項目について全て記入する。数値等は設計値とする。

イ 検査シートの黄色の項目については、可能な範囲で記入する。

ウ 「規格値」は設計値の1割までとし、検査シートに示す値は、工事の出来形に関する目標値とする。

③ 出来形測定図

流出計算に係る面積、容量、高さ（深さ）、延長、個数等が把握できる図面で以下の書類が必要となる。図面の作成方法については、後述する。

ア 流出係数別（用途別）求積図

イ 集水エリアの求積図

ウ 対策施設（貯留施設、浸透施設）の計画図

④ 出来形測定結果に基づく再検査の結果

区域内からの流出量が、許容放流量以内になっているかどうかを確認する必要があるため、③で作成した出来形測定図に基づき、再計算を行い、その結果を添付する。

ただし、明らかに許容放流量以内になることが分かる場合は不要とする。

なお、下記の数値が設計値と異なっている場合、調整池の計算容量・水位、放流量が変わるため、再計算が必要となる。

ア オリフィスの大きさ（径）

イ オリフィス管底の位置（レベル） ウ 表面調整池の場合の地盤高

エ 建物周りで表面調整池を計画している場合における建物配置

オ 集水エリアの面積（例えば、直接放流区域面積の拡大、集水エリアが物理的に分離される箇所（分水嶺）の変更、或いは宅地分譲の場合各区画の面積変更など）

⑤ 地下埋設部の施工段階毎の状況写真および出来形写真

地下貯留施設、浸透ます・トレンチ、透水性舗装の各寸法、厚さ、床付けの状況等が把握できるものを添付する。

⑥ 使用材料の品質試験結果証明書、契約書、納品書又は出荷証明書の写し

ア 透水性舗装、路盤材、単粒度砕石については、品質試験結果証明書およびそのプラント会社から当該現場に搬入されたことが証明できる契約書、納品書、又は出荷証明書の写しが必要となる。

イ 空隙 PR ブロック、透水性インターロッキングブロック等、申請時にカタログにより諸元の確認を要したものについては、製品名・番号がわかる搬入時の写真又は出荷証明書、納品書の提出が必要となる。

(3) 完了検査の実施について

① 実施方法

前述で作成された出来形測定図をもとに、主要部の延長、高さを測定し、出来形測定値との照合を行う。出来形値を確認する箇所は現地にて検査員が指示するものとし、決められた時間内に完了検査を終了させるため、許可者（又は施工者）は測定者を2名以上用意する。

② 準備する計測機器

テープ（50m）、メジャー、箱尺、ポール（2本）、水準器（レベル）、電卓を用意する。

(4) 出来形測定図の作成方法

完了検査は、許可者（又は施工者）が作成した出来形測定図に示される出来形測定値と主要部分の延長・高さ等を照合して実施するため、事前に設計値と測定値が比較できるように作成しておく必要がある。

① 図面の作成方法

申請時の図面と同一のものを用意し、出来形を測定した値を設計値の上段（又は下段）に朱書きで記載し申請時の値と比較できるようにする。

屋根ラインで集水エリアを分けているような場合は、下げ振りをを用いるなどして正確に記載する。

また、全ての図面右下に測定者の記名・押印をする。

なお、面積の算出方法が、申請時と異なる場合（例えば、申請時は三斜求積、出来形は外寸法から CAD 展開で求積する場合）は、別図となっても良いものとする。

② 対策施設の計画図の作成方法

対策施設（貯留施設、浸透施設）の計画図は、排水施設計画平面図・対策工事位置図、対策工事計画図、求積図、参考様式C等を指すものであり、以下の対策施設毎に必要な寸法、高さ（地盤高）、延長、個数等の出来形を測定する。

ア 表面貯留の場合

(ア) 調整池の有効面積の求積

(イ) 調整池の底面地盤高さ（レベル）、深さがわかる平面及び断面

表面調整池の場合は、池底地盤高さと池周囲堤（壁、CB、地盤面の分水嶺など）の高さで貯留可能範囲容量が決まりますので、図面に表示されている主要地点（隅、中央。変化点等）の地盤高、及び周囲堤の一番低い箇所の高さを測定します。

(ウ) 調整池の容量計算式

(エ) オリフィスますの構造寸法、オリフィス径、オリフィス管底高さ（レベル）、放流先の8割水深高（レベル）

イ 地下貯留（浸透）施設の場合

(ア) 本体（内空部分）の構造寸法（縦、横、高さ）

(イ) 砕石（側面・底面）の厚さ

(ウ) フィルター砂の厚さ

【貯め切り形式の場合】

(エ) 下記の高さ関係を確認するため、地下貯留施設と直結している集水桝に接続している各暗渠の管底高さ（レベル）

a 当該桝へ流入してくる管底高 $\geq$ 当該桝から側溝等へ放流する管底高

b 当該桝から側溝等へ放流する管底高 $>$ 当該桝から地下貯留施設へ放流する管底高

【2段オリフィス形式の場合】

(オ) オリフィスますの構造寸法、上下段オリフィスの各大きさ、敷高、放流先の8割水深高、オリフィスますの容量

＝注意事項＝

- a 下段オリフィスの管底高が8割水深以下になった場合
⇒許可条件不適合となるため手戻り工事が必要
- b 下段オリフィスの管底高は8割水深以上だが、設計値により高くなった場合
⇒調整池（ます）の容量が不足する可能性あり
- c 上・下段オリフィス敷高の相対差が変わった場合
⇒上下段各々の放流量が変わる

エ ポンプ汲み上げ方式の場合

(ア) ON/OFF のフロート始動・停止高さ

(イ) 吐出量の計算式 ⇒ 実揚程、損失水頭（管径、水平配管長、エルボ・各種弁（仕切弁、逆止弁等）の個数の出来形から計算）

もしくは、吐出量の測定結果報告書

オ 浸透施設の場合

(ア) 透水性舗装⇒面積、各層の厚さ（フィルター砂も）

(イ) 浸透ます ⇒ 本体、碎石、フィルター砂の構造寸法（平面、断面）、碎石の天端高（レベル）、

×個数

(ウ) 浸透トレンチ⇒本体、碎石、フィルター砂の構造寸法（断面）、碎石の天端高（レベル）、

×延長

＝注意事項＝

浸透ます・浸透トレンチの碎石の天端高（レベル）については、碎石の天端を設計水頭にしているの、

最終放流管の管底高（レベル）
又は
HWL（オリフィス枡の場合）

≥

碎石の天端高（レベル）

この高さ関係により設計水頭が確保できる構造になっているかを確認するため。

（５）完了検査のポイント

工事完了検査は全ての案件で実施するものとし、検査基準および施工管理基準、規格値等は、群馬県発行の「群馬県土木工事共通仕様書」および「土木工事施工管理基準」を準用する。

【解説】

工事完了検査は全ての案件で実施するものとし、検査基準および施工管理基準、規格値等は、群馬県発行の「土木工事共通仕様書」および「土木工事施工管理基準」を準用するものとし、完了検査におけるポイントを以下に示す。なお、仕様書および管理基準は不定期に更新されるので、最新のものを準用する。

① 共通

ア 土地利用計画

土地利用計画別面積（用途別面積）に変更はないか

行為後の土地利用計画に変更があると流出係数に影響する場合がある。行為区域面積が小さく、すべてが同一の流出係数を適用している場合は、計算上影響ないが、区域面積が大き

い場合は土地利用ごとに流出係数を使い分けていることがあるので、そういう場合は流出量に影響することになる。

イ 集水エリア境界

- (ア) 各集水エリアの面積は計画とおりか。(直接放流エリアが拡大されていないか)
- (イ) 複数の集水エリアがある場合、隣接する集水エリアとの境界部が正確に雨水を物理的分離できるようになっているか。(エリア境界は主に、分水嶺(地表面を尾根状にしたもの)、CB等構造物、側溝又は溝、庇(ひさし)又はバルコニーのライン)
- (ウ) 屋根やバルコニーのラインがエリア境界になっている場合、建物の配置がズレていたり、庇の出幅や形状を変更していたりする場合が多いので、正確に出来形測定されているか確認する。施工誤差の範囲ではないと認められる場合は変更許可を要する。
- (エ) 植栽帯に降った雨水がエリア外(区域外道路又は別集水エリア)に流出しないか。
許可申請図面には、植栽帯内の雨水を集水エリア内に誘導するよう、柵ブロックへの水抜き穴・切欠きの設置、又は内側の柵ブロックの天端高を一段下げるなどの対策を表示・記載されているので、そのとおり施工されているか。(想定している雨の規模は、小雨ではなく、1時間に50mm前後の豪雨であり、浸透が追いつかず、植栽柵から溢れるものと扱う)

ウ 行為区域周辺

- (ア) 計算上見込まれていない、区域外からの流入または区域外への流出はないか。
- (イ) 放流先(側溝、水路等)の位置・8割水深とオリフィス管底位置(高さ)との位置関係
- (ウ) 調整池の水が漏れる箇所がないか。施工不良、施工忘れの他、表面貯留を造っている外周擁壁の目地が開いていないか。プレキャスト(2次製品)擁壁の場合は防水層の塗布が必要。

② 用途別

ア 駐車場

- (ア) 表面貯留の場合、乗り入れ部分のレベルが調整池としての最高水位(堤防高)となっているものが多い。この高さのチェック(両端部・中央部)が必要である。接道部分全面乗り入れの場合は、道路縦断勾配の低い位置が調整池として最高水位(堤防高)となる。
- (イ) 乗り入れ部分のスロープ頂部が、破損しない構造(Co または As)になっているか。
- (ウ) 舗装仕上げ面に排水勾配を付け、その部分に溜まる容量も調整池容量として見込んで計算している場合、調整池容量に余裕がないことがあるので、出来形管理の精度が悪いと調整池容量が不足する可能性が高い。
- (エ) オリフィスますの構造寸法、オリフィスの大きさ、オリフィスますの天端高とオリフィス管底高、放流先の8割水深高、調整池容量をチェックする。
～～解説～～
 - a オリフィスの管底高が8割水深以下になった場合
⇒許可条件不適合となるため、手戻り工事が必要
 - b オリフィスの管底高は8割水深以上だが、オリフィスますの設計値より高い位置になった場合(オリフィス天端との相対差が小さくなるので水圧が下がる)
⇒放流量は小さくなるが、調整池の容量が不足する可能性有り
 - c オリフィスの管底高は8割水深以上だが、オリフィスますの設計値より低い位置になった場合(オリフィス天端との相対差が大きくなるので水圧が上がる)
⇒調整池の容量は足りるが、放流量が許容放流量を超える可能性有り b、cの場合は、再計算で確認が必要である。
- (オ) 碎石舗装で浸透能力、空隙貯留を見込んでいる場合、最低30cmの厚さが必要である。また、碎石舗装の上面が碎石より透水性の悪い材料(植栽土、普通土等)で覆われている部分は、透水性舗装の有効面積に含めることはできない。
- (カ) 周囲がCB等ではなく、土羽堤となっている場合、施工の状況(転圧がしっかりされているか、すぐに崩壊しないかなど)と材料(透水しない不浸透土か普通土)を確認する。

イ 資材置き場

(ア) 上記(1)駐車場の(ア)～(カ)まで共通

(イ) 行為区域の内、置き場として利用する区域を申請時に特定させてないので、現地においてその行為が明確に把握できるよう、地先境界ブロック、張りロープ等で区画させ、それ以外の通路部分など調整池容量として見込んでいる区域に物を置いたりしないよう注意を促す。

ウ 共同住宅、工場等

(ア) 集水エリアが複数に分割されているケースが多い。

a 乗り入れ部、ゴミ置き場等の直接放流エリア

b 駐車場の透水性舗装を対策施設とする集水エリア

c 隣棟間や砂利敷き部を利用した表面調整池を対策施設とする建物周辺部分の集水エリア、または浸透ます、浸透トレンチのみで対策する建物周辺部分の集水エリア

(イ) 集水エリアの境界部がしっかりと雨水を物理的分離できるようになっているか。

(ウ) 隣棟間や砂利敷き部(庭等)を利用した表面調整池を対策施設とする建物周辺部分の集水エリアにおいて、建物の縦樋⇒集水ます⇒集水管(暗渠)⇒表面調整池内のオリフィスますという排水系統としている場合、

$$\boxed{\text{表面調整池の HWL}} < \boxed{\text{建物周辺の集水ますの天端高}}$$

となっていることが必要である。

⇒調整池と暗渠がつながっている場合は、調整池の水位と集水ますの水位は同じレベルで上昇するため。

(エ) 表面貯留の場合は、ア駐車場の(エ)を参照。

(カ) 2段オリフィス形式の場合は、後述エ宅地分譲の(エ)を参照。

(キ) 浸透施設のみで対策した集水区域(流出量がゼロなどの場合)については、

$$\boxed{\text{浸透ます、浸透トレンチの砕石層天端高}} < \boxed{\text{最終放流管の管底位置}} \\ < \text{又は} \\ < \boxed{\text{最終ますの HWL.}}$$

となっていることが必要である。

⇒見込んでいる浸透能力(及び空隙貯留量)は、水位が設計水頭まで上昇することが前提で計算しているため、最終放流管の管底位置の方が低いと、雨水は設計水頭の水位に達する前に区域外へ放流されてしまい、計算どおりの効果とはならなくなる。

(ク) ポンプ汲み上げ方式の場合

a 稼動の設定条件(稼動仕様)の動作確認(ON・OFFのフロートの高さ、交互運転、同時運転、タイマー、警報音など)

b 損失水頭計算の諸条件と現地との整合(実揚程、配管径、配管長さ、エルボの個数各種弁(仕切弁、逆止弁等)の個数)

現地確認又は専門業者による試験結果報告書で確認

出来形を現地確認し、その値で計算された吐出量をチェック

c オリフィス経由方式の場合は、オリフィスますの構造寸法、オリフィスの大きさ、オリフィス管底高とオーバーフロー管底高の差(計算水頭)、放流先の8割水深高をチェックする。

$$\boxed{\text{放流先の8割水深高}} \leq \boxed{\text{オリフィス管底高}}$$

$$\boxed{\text{実測から計算されたオリフィス放流量}}$$

$$\leq \boxed{\text{実測から計算されたポンプ汲み上げ流量}}$$

d ポンプからの直接排水方式の場合の吐出量は、現地にて実測するか、専門業者による試験結果報告書で確認する。

エ 宅地分譲

- (ア) 道路境界付近（駐車場乗り入れ部分）の雨水処理は設計どおりとなっているか。（直接放流する構造になっていないか）
- (イ) 駐車場の直接放流エリアと建物の集水エリアの境界が屋根・バルコニーラインとなっている場合、建物の配置がズレていたり、底の出幅や形状を変更していたりして各エリア面積が変更されていないか。（そういう状況を想定し、あらかじめ安全側にどちらのエリアにも見込んでおく重なり部分を余裕として考慮している場合もある）
- (ウ) 地下貯留浸透施設（貯め切り形式）の場合
地下貯留施設と直結している集水ますに接続している各暗渠の管底高の関係をチェックする。

当該ますへ流入してくる管底

≥ 当該ますから側溝へ放流する管底

≥ 当該ますから地下貯留施設へ流入する管底

- (エ) 地下貯留浸透施設（２段オリフィス形式）

ますの構造寸法、上下段オリフィスの各大きさ・敷高、放流先の８割水深高、オリフィスますの容量をチェックする。

～～解説～～

- a 下段オリフィスの管底高が８割水深以下になった場合
⇒許可条件不適合となるため、手戻り工事が必要
- b 下段オリフィスの管底高は８割水深以上だが、設計値より高くなった場合
⇒調整池（ます）の容量が不足する可能性有り
- c 上段と下段の各オリフィス敷高の相対差が設計値と違った場合
⇒上・下段各々の放流量が変わる

↓

- ・下段放流量が許容放流量以上の可能性有り
- ・上段放流量が増え、地下貯留浸透施設の容量不足の可能性有り
- ・調整池ますの容量不足の可能性有り

- (オ) 地下貯留槽に溜まった雨水を非降雨時に自然浸透で空にするよう計画されている場合、施工写真で地下水が高くないか、不透水層の水田土ではないかを確認する。透水性の高い砂質系の土に置き換えているか。
- (カ) 土地分譲の場合、あるいは売り建てで建築よりも先に地下貯留浸透施設を施工する場合は、建物が無い状態で完了検査を行うことになるため、分譲後の建築・外構工事において、駐車場部分等の排水構造（集水エリア）を変更しないよう注意を促す必要がある。（特に直接放流が増えないように配慮する）
- (キ) 完了検査に合格し、検査済書が交付された後、標識を設置することが義務づけられている。設置は群馬県が行うが、購入者に対してその旨を説明してもらうよう伝える。

③その他

ア 標識

- (ア) 現地で標識の設置位置、標識に表示する管理者名・連絡先を図面に記載されたものと変更がないか確認する。また、希望する標識のタイプ（基礎式・フェンス式・壁式）について確認し、図面に記載する。
- (イ) 標識設置時の立会者の氏名・連絡先を聞き取り、代わりに群馬県の標識設置業者から立会者へ連絡がある旨を説明する。

特定都市河川浸水被害対策法 完了検査チェックシート

申請者名: 検査日: 年 月 日

地先名: 検査員:

項 目	チェックの内容	確認方法	指摘事項
【提出書類】			
完了届け(着手届け)	記載内容		
変更許可	計画変更の有無⇒変更許可 着手・完了予定日の変更の有無		
検査シート	記載内容		
出来形測定図	設計値上段に朱書き、測定者氏名・捺印		
写真	地下埋設部の施工状況、各部寸法、レベル		
品質証明資料・契約書・納品書等	透水性As、路盤材、単粒度砕石、カタログ確認品		
出来形に基づく再計算書	明らかにOKとなる場合は不要		
【全般】			
土地利用計画	図面と現地の整合⇒流出係数ごとの面積		
集水エリア	面積、物理的な区域分離状況(分水嶺等)		
行為区域周辺	区域外(道路、隣地)からの流入の有無		
【貯留施設】			
共通	オリフィス管底高 $\geq$ 放流先の8割水深		
表面調整池	貯留面積(資材置き場は区画線設置) ⇒ 容量 池底面の高さ = 地盤高 ⇒ 容量 池底面の平坦性(斜面中間点に盛り上がりがない?) 周囲堤(CB、分水嶺等)のレベル ⇒ 容量 オリフィスの径・大きさ ⇒ 放流量 オリフィスの位置(レベル) ⇒ 水深との関係 = 放流量 最終ます下口溜め 構造(貯めることができるか)		
地下貯留槽 (空隙製品、RC)	本体構造寸法(面積、高さ) ⇒ 容量	写真	
共通	空隙製品の空隙率 オーバーフロー管の高さ ⇒ 容量 ドロ溜め 空気抜き 流入管管口フィルター(ゴミ流入防止)	写真 写真 出荷証明	
浸透ありの場合	砕石層(底面・側面)の幅・奥行き・高さ 砕石の種類(単粒度、RC-40) 透水シートの施工の有無 フィルター砂の施工の有無	写真 写真 写真 写真	
貯め切りの場合	地下貯留施設と直結している集水ますに接続している 各暗渠の管底高さの関係 ①当該ますへ流入してくる管底 $\geq$ ②当該ますから側溝へ放流する管底 $>$ ③当該ますから地下貯留施設へ流入する管底		
オリフィスの場合	オリフィスの径・大きさ オリフィスの位置(レベル) ⇒ 水深との関係 = 放流量 放流先の位置・8割水深		
2段オリフィスの場合	下段オリフィス管底高 $\geq$ 放流先の8割水深高 下段オリフィス管底高 と オリフィスます天端高の相対差 下段オリフィス管底高 と 上段オリフィス敷高の相対差 ⇒ 放流量のバランスが変わる		
ポンプ排水の場合	ポンプの型番		
共通	稼働の設定条件(稼働仕様)の動作確認 (ON・OFFのフロートの高さ、交互運転、同時運転、タイマー、警報音など) 損失水頭計算の諸条件と現地との整合 (実揚程、配管径、配管長さ、エルボの個数、各種弁(仕切弁、逆止弁等)の個数) 放流先の位置・8割水深高	専門業者による 試験結果報告書 でも可	
オリフィス経由方式	オリフィスの径・大きさ オリフィスの位置(レベル) オリフィスの最大放流量 $\leq$ ポンプの最小吐出量 オーバーフロー管底高・構造(導流状況)		
直接排水方式	HWLの時の実吐出量の測定 LWLの時の実吐出量の測定	現地試験又は専門業者による試験結果報告書	
【浸透施設】			
透水性舗装砕石舗装浸透池	有効面積 厚み(As、路盤、フィルター砂) 品質(試験証明書、契約書、納品書、出荷証明書)	写真 書類	
浸透ます 浸透トレンチ 浸透側溝 地下貯留浸透施設	数量(個数、延長) ますの孔あき(底面、側面) ます本体の径・高さ 砕石層の幅・奥行き・高さ 砕石の種類 透水シートの施工の有無 フィルター砂の施工の有無 砕石層の天端高(設計水頭)と最終放流管底高さとの関係 集水管管口フィルター	写真 写真・書類 写真 写真	
【その他】			
標識	設置位置、管理者、連絡先、タイプ		

9 その他

(1) 身分証について

雨水浸透阻害行為及び雨水貯留浸透施設機能阻害行為の許可等の事務において、職員は、必要な場合において、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる（法第 42 条）。

この場合、立入検査をする職員は、その身分を証明する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。身分証の様式は特に定められておらず、国土交通省が「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」において定める共通様式を用いることもできるが、以下では先行事例の様式を参考に記載する。

(表)	(裏)
第 号 身分証明書 所属 職名 氏名 上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項の規定により立ち入り検査をすることができる者であることを証明する。 交付年月日 年 月 日 有効期限 交付の日から現職在任中 群馬県知事 印 6センチメートル	特定都市河川浸水被害対策法(抜粋) (立入検査) 第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地(対策工事に係る建築物等を含む。)に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第85条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) (3) 第42条第1項又は第74条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 (4) (略) 第88条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第84条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(2) 監督処分等

群馬県知事は、雨水浸透阻害行為及び雨水貯留浸透施設機能阻害行為の許可の実行性を担保するために、これに反する一定の行為があった場合には、許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。工事その他の行為の停止を命じた場合には、標識の設置その他の方法により、その旨を公示しなければならない。

特定都市河川浸水被害対策法による命令の公示 命令を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、 年 月 日付けで を命じた。 年 月 日 群馬県知事 印
--

(参考様式第9号 法第41条第3項に基づく公示例)

(3) 法第30条～43条に係る罰則規定(法第84～89条)

法	内容	罰則
第30条(雨水浸透阻害行為の許可)	許可を受けずに雨水浸透阻害行為を行った場合	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第37条(変更の許可等)	変更の許可を受けずに雨水浸透阻害行為を行った場合	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	軽微な変更の届出違反	20万円以下の過料
第38条(工事の完了検査等)	工事完了の届出違反(未届出、虚偽の届出)	30万円以下の罰金
	標識の移転、除却、汚損、損壊	30万円以下の罰金
	雨水浸透阻害行為の廃止の届出違反(未届出、虚偽の届出)	20万円以下の過料
第39条(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可)	許可を受けずに雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行った場合	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第41条(監督処分)	監督処分による都道府県知事等の命令違反	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第42条(立入検査)	立入検査の拒否、妨害、忌避	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第43条(報告の徴収等)	報告・資料の未提出、虚偽の報告・資料の提出	30万円以下の罰金